

案

第四次
足立区一般廃棄物処理基本計画

2019 年度～2028 年度

2019年3月 足立区

目次

<< 本編 >>

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	3
4 進捗管理	3
5 対象となる廃棄物	3
第2章 計画の基本的な考え方	5
1 基本理念	5
2 区民・事業者・行政の役割	5
第3章 清掃事業における課題の分析	8
1 地域特性に関する課題	8
2 3R推進施策に関する課題	10
3 ごみの適正処理における課題	13
第4章 計画期間における目標値	14
1 計画期間における目標値	14
2 計画期間における個別目標値	15
第5章 ごみ減量と資源化の推進（基本方針）	20
基本方針1 廃棄物減量の推進	21
基本方針2 持続可能な資源利用への転換	22
基本方針3 廃棄物処理の適正処理	24
第6章 生活排水処理基本計画	27
1 生活排水の現状	27
2 基本方針	28
3 施策・事業の展開	29

<< 資料編 >>

第1章 人口の動向	30
1 人口及び世帯数	30
2 人口構造	31
3 外国人人口の推移	32
第2章 産業の動向	33
1 事業所数	33
2 従業者規模別事業所数	34
第3章 ごみ処理事業の概要	35
1 処理の流れと形態	35
2 ごみ排出量の推移	36
3 ごみの収集・運搬の状況	37
4 中間処理、最終処分の状況	39
第4章 資源化とごみの排出抑制の状況	41
1 資源の流れ	41
2 資源化量の推移	42
3 資源回収・資源化事業の状況	44
第5章 ごみ・資源化にかかる経費	46
1 ごみ・資源化にかかる経費	46
第6章 比較評価	47
1 第三次足立区一般廃棄物処理基本計画との比較	47
第7章 計画期間における目標値算出	51
1 「1人1日あたりの家庭ごみ排出量」の目標値算出	51
2 「資源化率」の目標値算出	54
3 「事業系ごみ排出量（持込ごみ）」の目標値算出	57

第8章 国及び都、区などの関連計画の動向.....	59
第9章 ごみ処理事業の沿革.....	64

本計画の構成

<< 本編 >>

第1章 「計画策定の趣旨」

計画の目的や位置づけ、計画期間、対象となる廃棄物の設定

第2章 「計画の基本的な考え方」

計画の基本理念、区民・事業者・行政の役割

第3章 「清掃事業における課題の分析」

清掃事業における課題の分析

第4章 「計画期間における目標値」

計画期間における個別目標値の設定

第5章 「ごみ減量と資源化の推進(基本方針)」

基本方針、計画期間に実施する様々な事業の明示

第6章 「生活排水処理基本計画」

し尿及び生活雑排水の処理計画の明示

<< 資料編 >>

一般廃棄物処理基本計画策定の前提となる人口動態や産業の状況の概観

ごみ及び資源の処理の流れや、その量の経過

計画期間における目標値算出根拠

国及び都、区などの関連計画の動向、ごみ処理事業の沿革

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の目的

本区では、平成12年度の清掃事業の移管を受け、ごみの減量や一般廃棄物の適正処理を推進するための施策を長期的・総合的視点から体系的に明らかにすることを目的とした「足立区一般廃棄物処理基本計画（平成12年度～23年度）」を策定しました。その後、清掃リサイクル事業を取り巻く状況の変化等に対応するため、平成18年度から平成32年度までの15年間を計画期間とする「第二次足立区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、さらに平成26年度から平成35年度までの10年間を計画期間とする「第三次足立区一般廃棄物処理基本計画」を平成26年3月に策定しました。

平成26年度以降は、「第三次足立区一般廃棄物処理基本計画」に基づき、清掃リサイクル事業を推進していますが、さらなる廃棄物の発生抑制や資源化の推進、温室効果ガスの削減などの強化が求められるとともに、東日本大震災を教訓とした災害廃棄物処理体制の構築や水銀含有廃棄物の適正処理についても喫緊の課題となっています。また、環境負荷の少ない資源循環型社会を構築することを基本理念として、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたまちの美化や3Rの推進についても進めいかなければなりません。

今回策定する「第四次足立区一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）は、以上のような清掃リサイクル事業を取り巻く状況の変化や、それに伴う国・東京都の計画の改定や法整備等に対応するため、ごみ減量・資源化施策の再検討を行うものです。

2 計画の位置づけ

（1）根拠法令等

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）

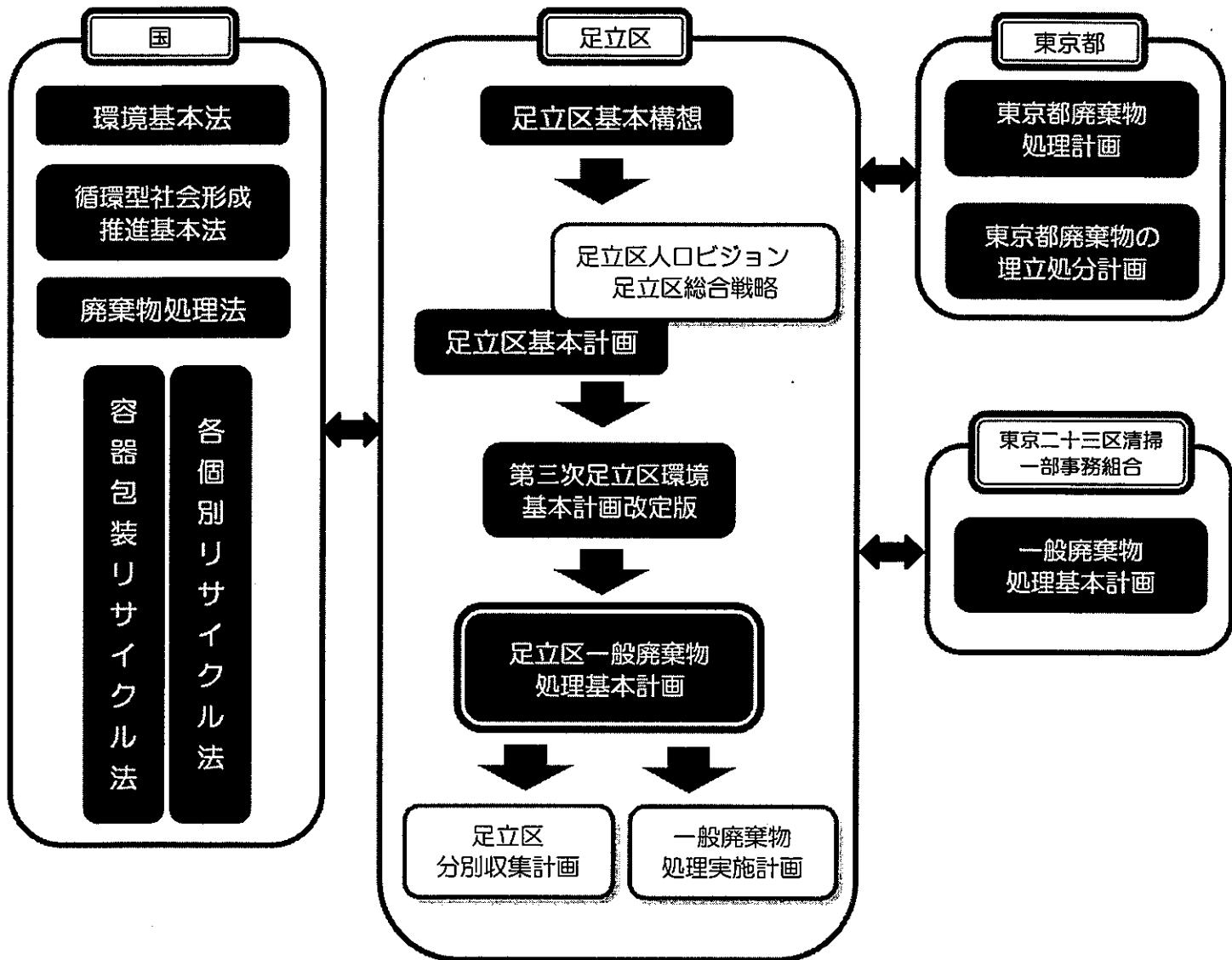
第6条第1項に規定する「一般廃棄物処理計画」のうち、同施行規則第1条の3に規定する「一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画」に該当し、足立区廃棄物の処理及び法律に関する条例（以下、「条例」という。）第33条に規定する計画です。

（2）各行政計画との関係

足立区基本構想で示した将来像「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続けるひと・まち 足立」の実現に向け、足立区基本計画では、環境負荷の少ないくらしを実現するために、「循環型社会の実現を図るため、区民や事業者等の意識をさらに向かせ、ごみの発生抑制、持続可能な資源利用への転換、廃棄物の適正処理」を目標に掲げています。また、本計画の上位計画である第三次足立区環境基本計画の柱のひとつである循環型社会の構築の「くらしの工夫でごみを減らすとともに、資源が循環するまちをつくる」目標を達成していくための具体的施策を定めています。

あわせて、国の循環型社会形成推進基本計画や廃棄物の減量等に関する基本的な方針、ごみの中間処理を共同処理している東京二十三区清掃一部事務組合の一般廃棄物処理基本計画、最終処分場の管理を行っている東京都の廃棄物処理計画等との連携を図っています。

図 1-1 一般廃棄物処理基本計画と関係法令等

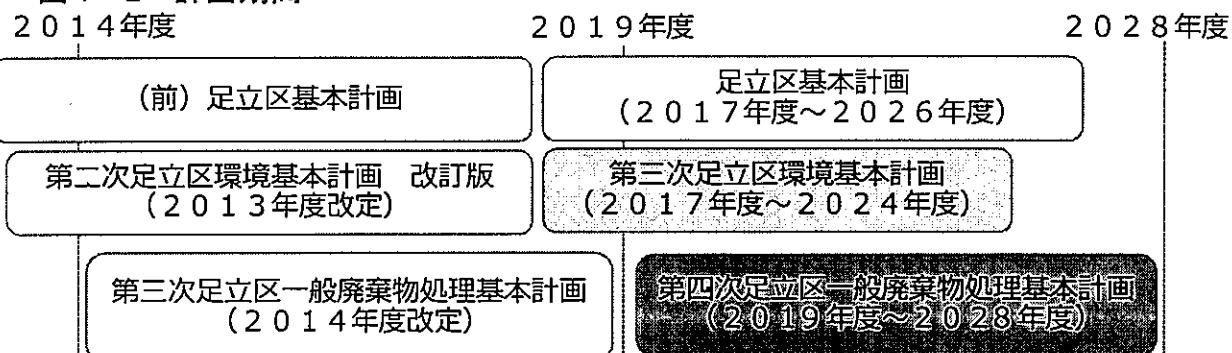


(3) 計画期間

本計画は、2019年度から2028年度までの10年間を計画期間とします。

なお、原則5年ごとに改定するものとされていますが、計画の前提状況等に大きな変動が生じた場合には適宜見直しを行います。

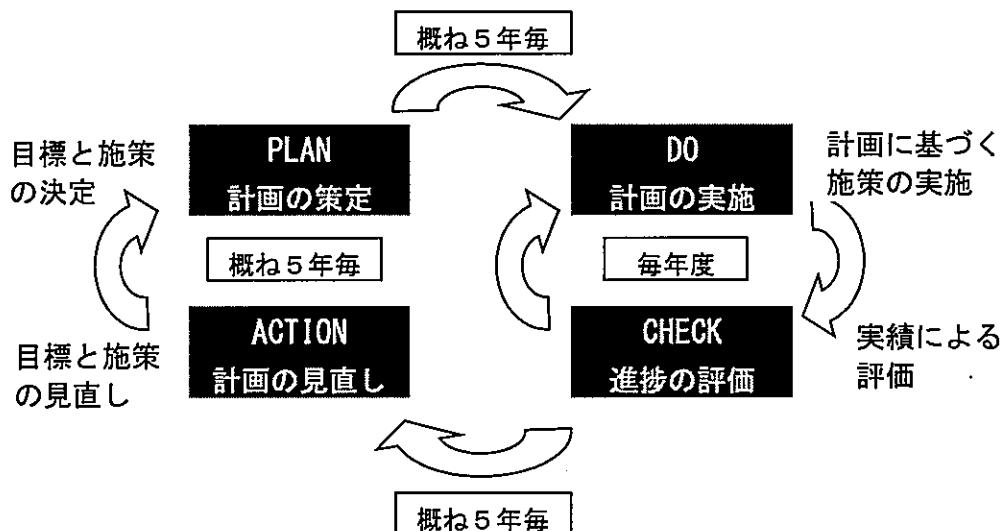
図1-2 計画期間



(4) 進捗管理

毎年度、P D C Aサイクル（事業の点検・評価・見直しを行う仕組み）の手法により、本計画の施策が目標どおり進捗しているかどうかを把握・評価し、進捗管理を行います。

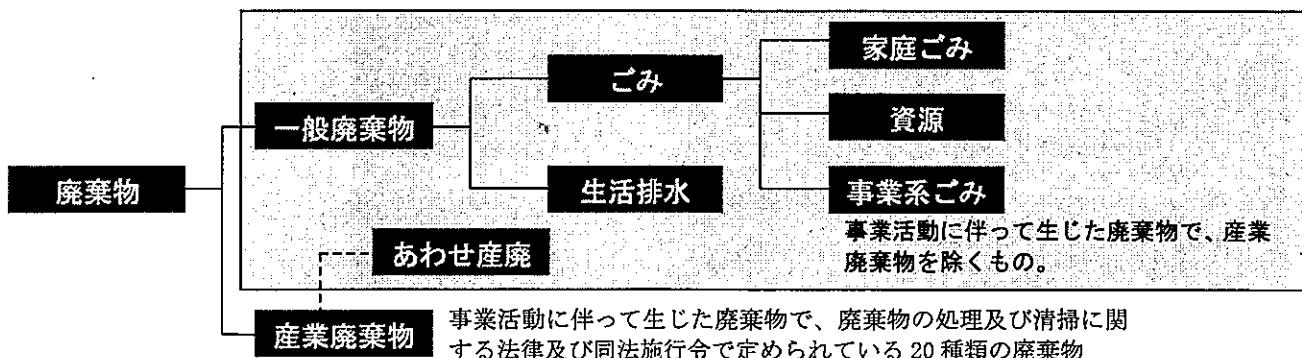
図1-3 P D C Aサイクルのイメージ図



(5) 対象となる廃棄物

本計画は、区内で発生する「一般廃棄物」と「あわせ産廃」*を対象とします。

図 1-3 対象となる廃棄物



*あわせ産廃とは、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて収集する産業廃棄物のことです。(廃棄物処理法第 11 条 2) また、区が処理する基準は以下のとおりです。

1 区が収集する範囲

区が処理する「事業系一般廃棄物」及び「一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物」の事業系廃棄物については、条例第 9 条第 2 項に基づき、事業者が自らの責任において適正に処理することを原則とするが、条例第 33 条第 2 項及び条例第 47 条に基づき、区が処理する「事業系一般廃棄物」及び「一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物」については、次のとおりです。

- (1) 「事業系一般廃棄物」の処理は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認める場合とし、その処理基準は以下のとおりです。
- (2) 「一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物」の処理は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じない範囲内とし、その処理基準は以下のとおりです。

2 区が処理する基準

- (1) 区の処理を利用できる事業者は、一事業者（所）につき、次の①、②の両方に該当する場合とする。
 - ① 平均排出日量が 10 kg 未満（目安：区の収集 1 回あたりの排出が 90ℓ（45ℓ 袋で 2 袋以下））
 - ② 常時使用する従業員の数が 20 人以下

3 区が処理する「一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条に掲げる「産業廃棄物」のうち、次の「産業廃棄物」に限定します。

品目は、廃プラスチック類（原則として、プラスチック製造業・加工業からから排出されるものを除く）、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く）、ガラスくず及び陶磁器くずとなっています。

なお、処理基準に該当する場合であっても、家庭廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じると認められるときは、区は処理を行わないことができます。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

平成 20 年 6 月 21 日、区では地球温暖化問題の現状と防止策の必要性を区民とともに考える「環境サミット in 足立」を開催しました。これをきっかけとして、区民・事業者の地球環境に対する関心が高まり、環境分野を重要施策として推進しています。

また、平成 23 年 3 月 11 日には、東日本大震災が発生しました。「危機に対する備え」の重要性が再認識され、あわせて電力不足により 23 区中 2 区のみが対象となった計画停電を経験し、地域における持続可能な社会づくりの大切さを痛感しました。

このような社会情勢の変化によって、区民のライフスタイルが様変わりし、節電や循環型社会に対する意識が高まっています。

平成 18 年度以降、ごみ排出量は減少傾向にありますが、ごみ排出量は景気動向に左右されるとも言われています。種類や処理方法も多様化していることから、中長期的視点で地域との協力関係のもと、一層の効率的な資源・エネルギーの利用と、ごみの発生抑制や適正な処理が求められています。

ごみの発生を抑制し、環境負荷の少ない循環型社会を構築するには、とりわけリデュース「ごみを作り出さない」、リユース「繰り返し使う」の実践が不可欠です。その上で、更にリサイクル「再資源化する」へと、区民のライフスタイルそのものの転換を目指していかなければなりません。

そこで、区民一人ひとりの生活様式の見直しも含めて、従来の生産・消費・廃棄の社会経済活動の発想の転換のもと、持続可能な循環型社会の形成が区の目指す姿です。

2 区民・事業者・行政の役割

ごみ処理に関する計画や施策を効果的に推進し、環境負荷の少ない循環型社会の実現を目指すためには、区民・事業者・行政が相互に連携し、ごみを生み出さない工夫を創り出していくことが必要不可欠です。そのためには、区民・事業者・行政のそれぞれが役割を自覚し、実践していくことが必要です。

(1) 区民の役割と行動

① リデュース「ごみを作り出さない」の推進

ひとり一人がごみの排出者であるため、持続可能な循環型社会づくりの担い手であることを自覚し、積極的にごみ減量に繋がる行動を実践する。

- ・ 新たに購入するものが本当に必要かよく考えてから購入する。衝動買いは控える。
- ・ 買い物する際は、マイバックを持参し、レジ袋等不要な包装の削減に取り組む。

- ・ 消費期限や賞味期限をチェックし、食材は必要な分だけ購入し食べる分だけ調理するなど、食べ残ししないようにする。
- ・ 調理くずなどの生ごみは、十分に水切りをしてから捨てる。

② リユース「繰り返し使う」の推進

ものを繰り返し使うことにより、買ったものをできる限り長い期間使用していくことで、使い捨てのライフスタイルを見直していく。

- ・ 家具等の耐久消費財等は修理するなど、長い期間大切に使用する。
- ・ マイボトルやリターナルビン（洗って何度も繰り返し使用できるびん）を利用する。
- ・ 使わなくなったものはリサイクルショップを活用し、必要とする人に利用してもらう。

③ リサイクル「再資源化」の推進

不用になったものは、できる限りリサイクルするとともに、ごみや資源を適正に処理されるよう正しく分別し、ルールを守って排出することで、まちの美化に努める。

- ・ 町会や自治会、マンションなどは、集団回収活動に積極的に参加する。
- ・ スーパーなどの事業者が実施している店頭回収に積極的に参加する。
- ・ ごみや資源を正しく分別することで、適正に処理できるよう協力する。
- ・ 資源回収場所・ごみ集積所を清潔に保ち、まちの美化に努めます。
- ・ 資源持去り行為や不法投棄を見かけた際は、区への通報に協力する。

(2) 事業者の役割と行動

① リデュース「ごみを作り出さない」の推進

法令を遵守し、環境に配慮した事業活動を行うことにより、ごみそのものを作り出さない事業活動への転換を図る。

- ・ ごみ排出量や再資源化率など目標を設定し、環境に配慮した職場環境をつくり、従業員や取引先に対する環境教育を推進する。
- ・ 過剰な包装などを削減するために、レジ袋の有料化やマイバッグの推奨などに積極的に取り組む。

② 適正処理の推進

積極的にリサイクルを行い、リサイクルできない廃棄物は、事業者自らの責任で適正に処理する。

- ・ 事業系ごみは自己処理責任の原則に基づき、事業者自ら処分場に持込処分するもののほか、廃棄物処理業者に収集・運搬や処分を委託する。
- ・ 区の定める基準に該当し、資源回収場所・ごみ集積所に排出する事業者は、排出量に見合った事業系有料ごみ処理券を貼付する。

(3) 行政の役割と行動

- ① リデュース「ごみを作り出さない」の推進
- ② リユース「繰り返し使う」の推進
- ③ リサイクル「再資源化」の推進

環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、区民・事業者・区の三者が、それぞれ自らが取り組むべきことを共に考え、実践する取り組みを支援する。

- ・ リデュース「ごみを作り出さない」・リユース「繰り返し使う」の推進
区民・事業者に対して、ごみ減量による効果などを分析・数値化し、様々な機会を情報発信することで、家庭や事業者が実践できるような普及啓発活動の充実に努める。
- ・ リサイクル「再資源化」の推進
家庭や事業者が、リデュース「ごみを作り出さない」・リユース「繰り返し使う」を実践した上で排出したごみについては、環境負荷に十分配慮した上で、適正かつ効率的に処理する。また、分別していただいた資源可化能物は、有効活用されるようなリサイクル「再資源化」を行なう必要がある。

第3章 清掃事業における課題の分析

1 地域特性に関する課題

(1) 人口の増加

人口（外国人含む）は、平成 25 年 1 月 1 日現在の 669,143 人から平成 30 年 1 月 1 日現在では 685,447 人に増加しています。足立区人口推計（中位推計）では平成 32 年に 682,890 人とピークを迎え、その後年々減少し、平成 40 年度は 675,606 人と見込まれています。引き続き、人口の増減を見据えた収集運搬・処理体制の整備が必要となります。

図 3-1 人口の推移

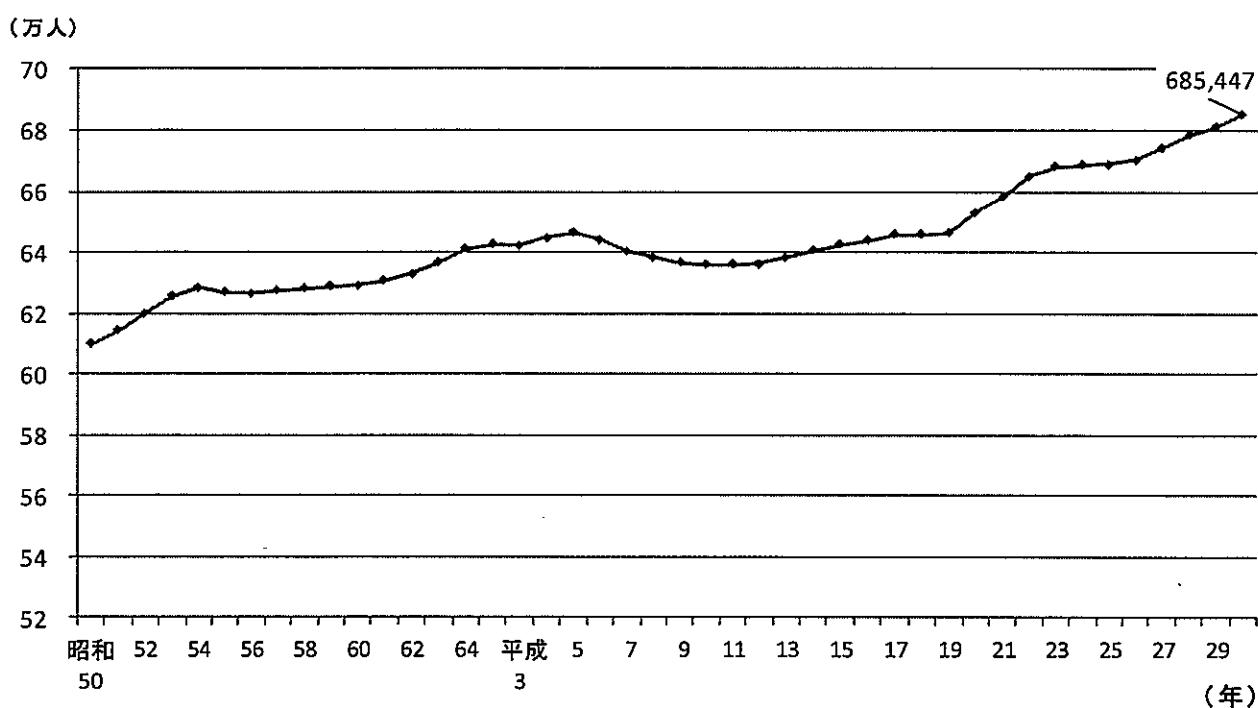
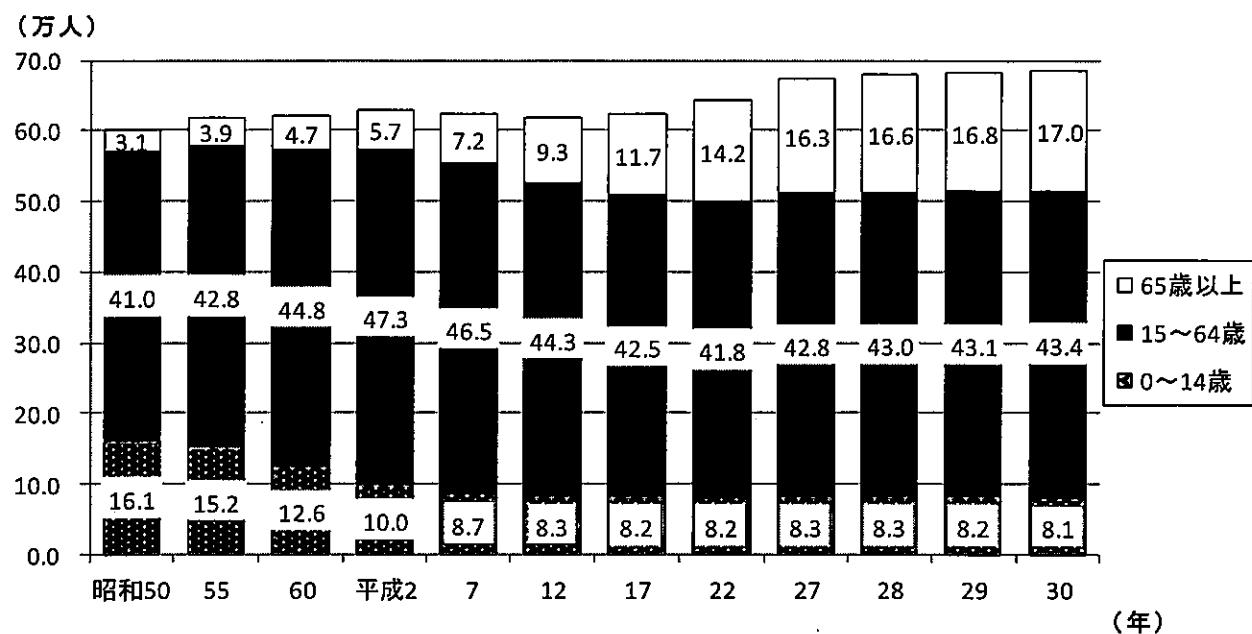


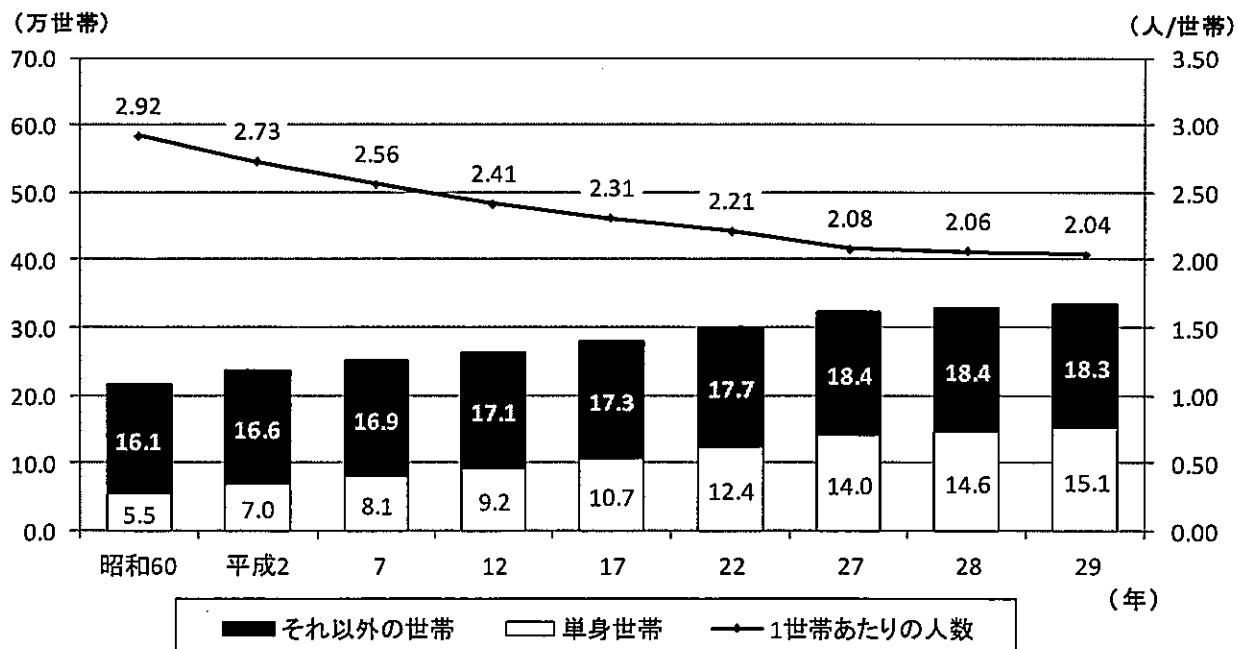
図3-2 年齢別人口の推移



(3) 単身世帯の増加

単身世帯数は、平成25年1月1日現在の133,470世帯から平成29年1月1日現在では151,308世帯に増加しています。今後も、大学の開設等により単身世帯の増加が見込まれるため、ごみや資源の分別方法等のきめ細かい周知が必要となります。

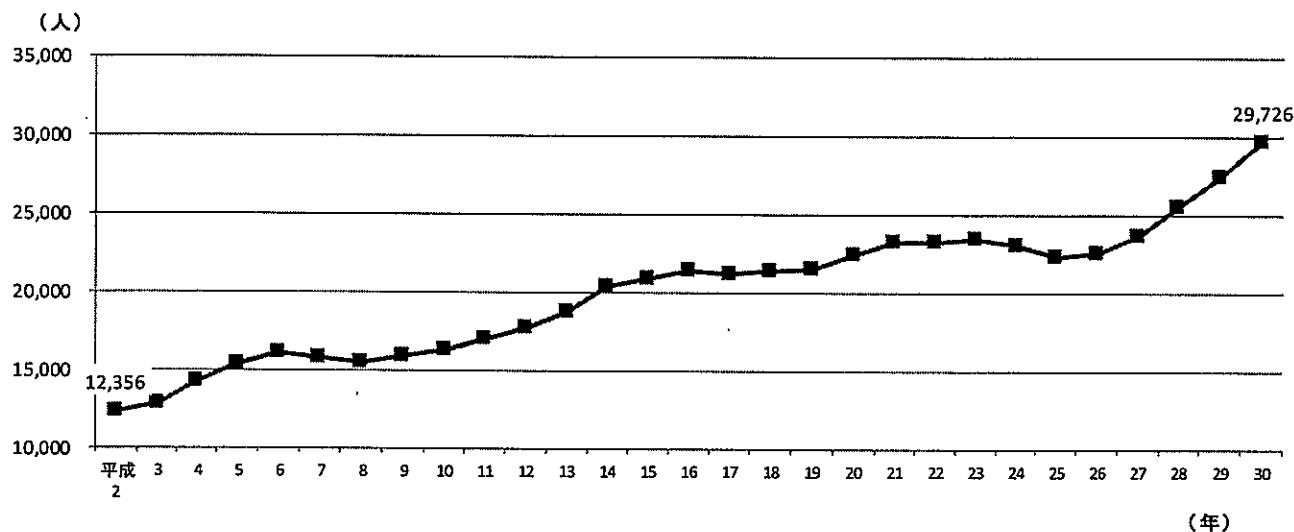
図3-3 世帯数・1世帯あたりの人数の推移



(4) 外国人人口の増加

外国人人口は、平成 25 年 1 月 1 日現在の 22,282 人から平成 30 年 1 月 1 日現在では 29,726 人と増加しています。ごみや資源の分別方法や排出ルールについて、多言語による周知が必要となります。

図 3-4 外国人人口の推移

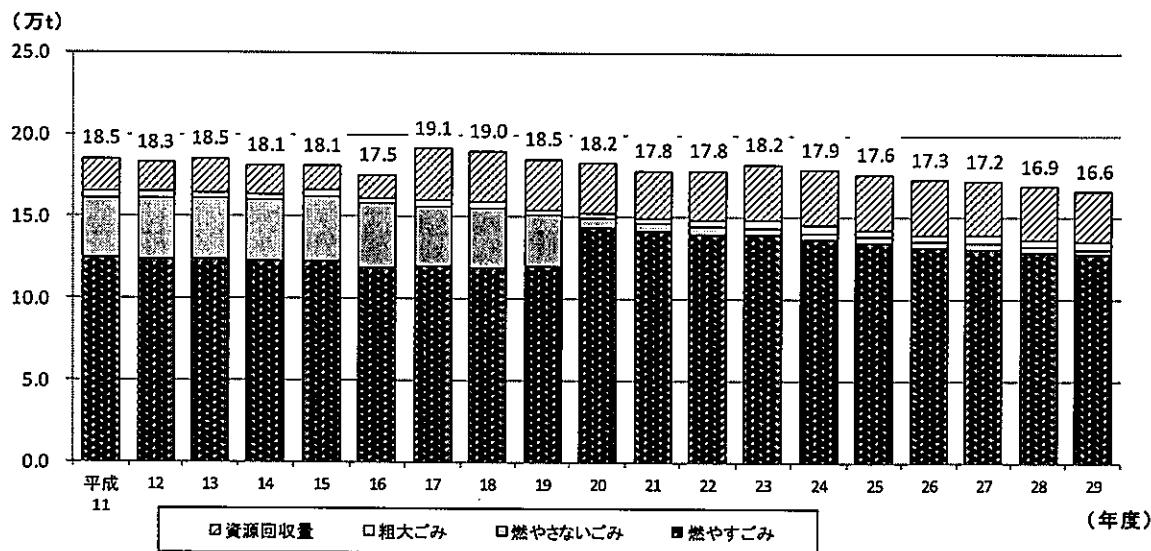


2 3R 推進施策に関する課題

(1)リデュース(ごみを作らない)・リユース(繰り返し使う)

区収集ごみ（燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ）と資源回収量（集団回収含む）の合計は、平成 25 年度の 176,115 t から平成 29 年度には 165,911 t に減少しています。この間、人口は増加しているため、リデュース（ごみを作らない）・リユース（繰り返し使う）などが進んだことを示しています。今後も、さらにリデュース（ごみを作らない）・リユース（繰り返し使う）を促進する施策が必要となります。

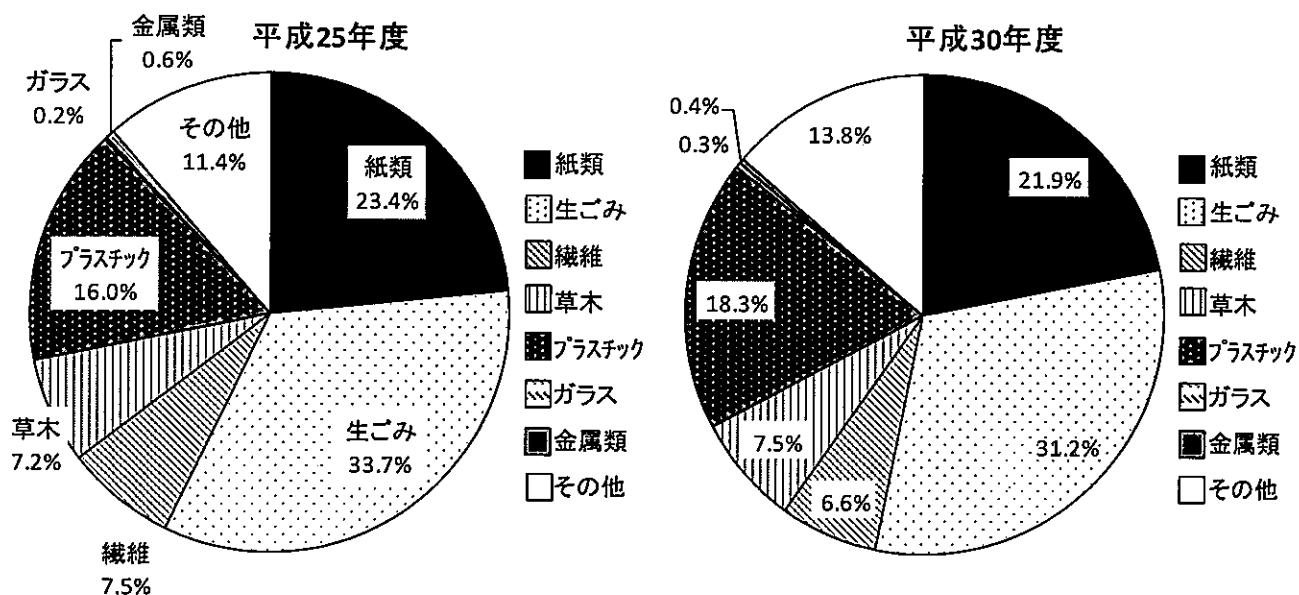
図 3-5 区収集ごみ及び資源回収量の推移



(2) 資源になるものの分別の徹底

平成 30 年度のごみ組成調査によると、家庭から出る燃やさごみの中には、本来資源に含まれるもののが 16.0% 含まれています。資源になる紙類の分別徹底などを徹底する施策が必要となります。

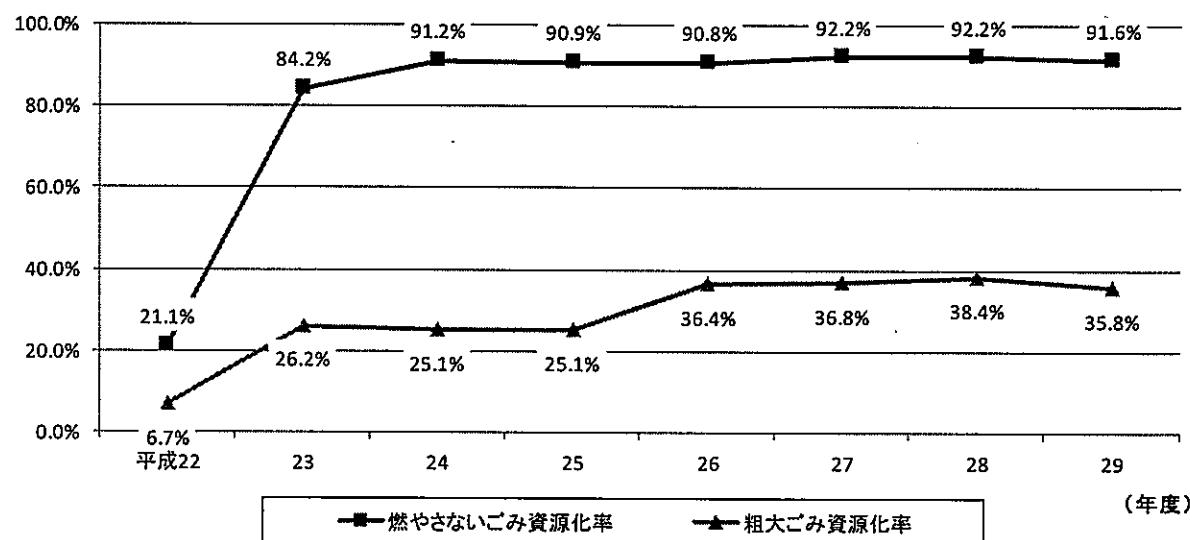
図 3-6 区内の家庭ごみの組成割合推移



(3) 資源化率の向上

区の資源化事業のうち、燃やさないごみの資源化率は 90% 以上と高い資源化率を維持しています。粗大ごみの資源化率は 40% を目標としていますが、平成 29 年度は、35.8% となっています。今後も費用対効果を踏まえ、目標達成に向け、新たな資源化品目について検討していくことが必要となります。

図 3-7 資源化率の推移

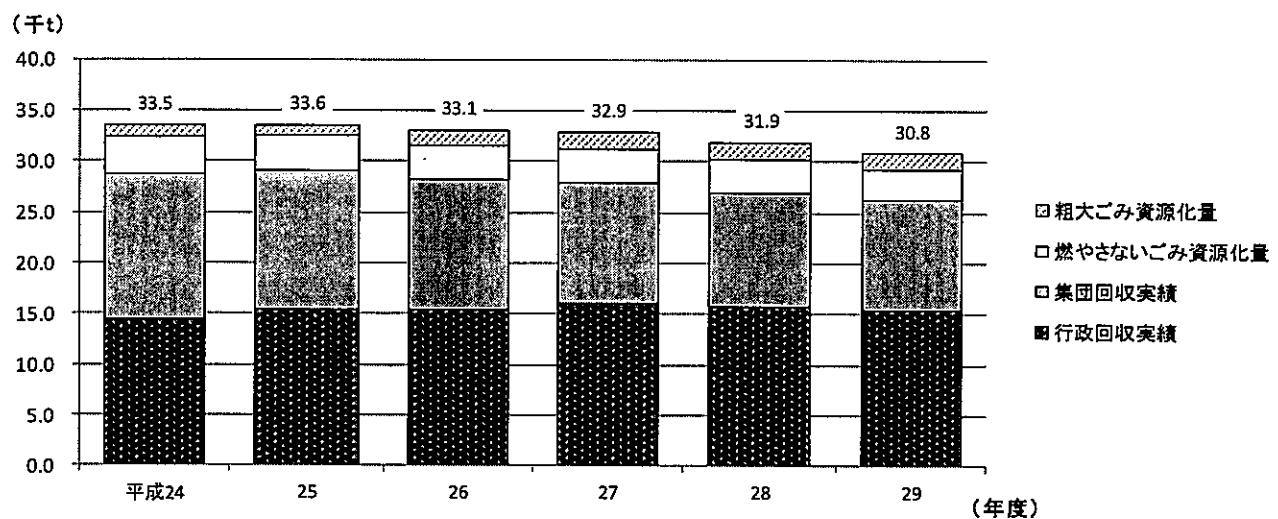


(4) 集団回収活動の活性化

資源回収量の約 50%を占める集団回収活動を活性化していくことが重要となります。

集団回収実施団体数は増加しているものの、古紙回収量の内約 95%を占める新聞・雑誌などの回収量が減ったこともあります。集団回収量は年々減少傾向にあります。今後も、集団回収実施団体の増加や回収品目の拡充に向けた施策の充実が必要となります。

図 3-8 資源化量の推移



(5) 生ごみ等の燃やすごみの減量

平成 30 年度の燃やすごみの組成調査によると、家庭から出る燃やすごみの約 31%は生ごみが占めています。特に未使用食品や調理くず（食品ロス問題等）や生ごみに約 80%含まれている水分の水切りを徹底する施策が必要となります。

3 ごみの適正処理における課題

(1) 効率的な収集・運搬体制の推進

更なる資源化率の向上のために、ごみ処理や資源化に係る経費を低減する必要があります。とりわけ、ごみ処理経費は収集・運搬費用が多くの割合を占めることから、効率的に配車することで、その経費の低減に引き続き努める必要があります。

(2) まちの美化の推進

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、ごみの不適正排出や不法投棄の防止、「とりコン」を活用した集積所美化対策を推進していく必要があります。

(3) 見える化の推進

ごみ処理に係る経費や燃やすごみの組成調査結果を公表することで、区民一人ひとりが食品ロス問題や適正排出による資源化を徹底することで、ごみ減量を推進していくことが必要となります。

(4) 環境負荷の抑制

環境への負荷を極力抑えた車両の使用やエコドライブを心掛けるとともに、清掃車両の効率的な運行体制を構築することにより、収集時の環境負荷を低減していく必要があります。

(5) 水銀含有廃棄物の適正処理

23 区内の清掃工場では、水銀含有廃棄物が原因で焼却炉が停止するトラブルが発生しています。平成 27 年には「水銀による環境の汚染に関する法律」が公布され、環境汚染の観点からも、より一層、水銀血圧計や体温計、蛍光管などの分別の徹底と適正処理を推進していく必要があります。

(6) 災害廃棄物への対応

東日本大震災や熊本地震等の地震災害や平成 30 年 7 月豪雨等の水害では、災害時における廃棄物の迅速で適正な処理が大きな課題であることが認識されました。国の「災害廃棄物対策指針」等に加え、被災地の経験を踏まえた災害廃棄物処理計画を策定する必要があります。

(7) 埋立処分場の延命

23 区のごみは、焼却処理や中間処理を経て、東京都の管理する中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場に埋め立てられています。この処分場は東京港最後の処分場であるため、区民一人ひとりがごみ減量に努め、できる限り延命化する必要があります。

第4章 計画期間における目標値

1 計画期間における目標値

本計画の基本理念の実現と清掃事業における様々な課題の解決に向けて、計画期間における具体的な計画目標を、表4-1のとおりとします。

表4-1 目標年度（2028年度）における各目標値

番号	項目	現状値 (平成29年度)		目標値 (2028年度)
1	1人1日あたりの家庭ごみ排出量	539.9g/人・日	➡ 109.9g/人・日の削減	430.0g/人・日 (▲22.5%削減)
2-(1)	資源化率(※注1)	19.1%	➡ 4.0%の増加	23.1%
2-(2)	燃やすごみに含まれる資源化可能物の割合	16.0%(※注2)	➡ 8.1%の減少	7.9%
3	事業系ごみ排出量(持込ごみ)	42.4 千t/年	➡ 10.0%の抑制(※注3)	42.4 千t/年 (43.6千t/年-1.2千t/年)

資源行政・集団回収量+燃やさないごみ・粗大ごみ資源化量

※注1 資源化率 = $\frac{\text{資源行政・集団回収量} + \text{燃やさないごみ・粗大ごみ資源化量}}{\text{家庭ごみ排出量} (\text{区收集事業系ごみ含む}) + \text{資源行政・集団回収量}}$

※注2 燃やすごみに含まれる資源化可能物の割合の現状値は、平成30年度実績値。

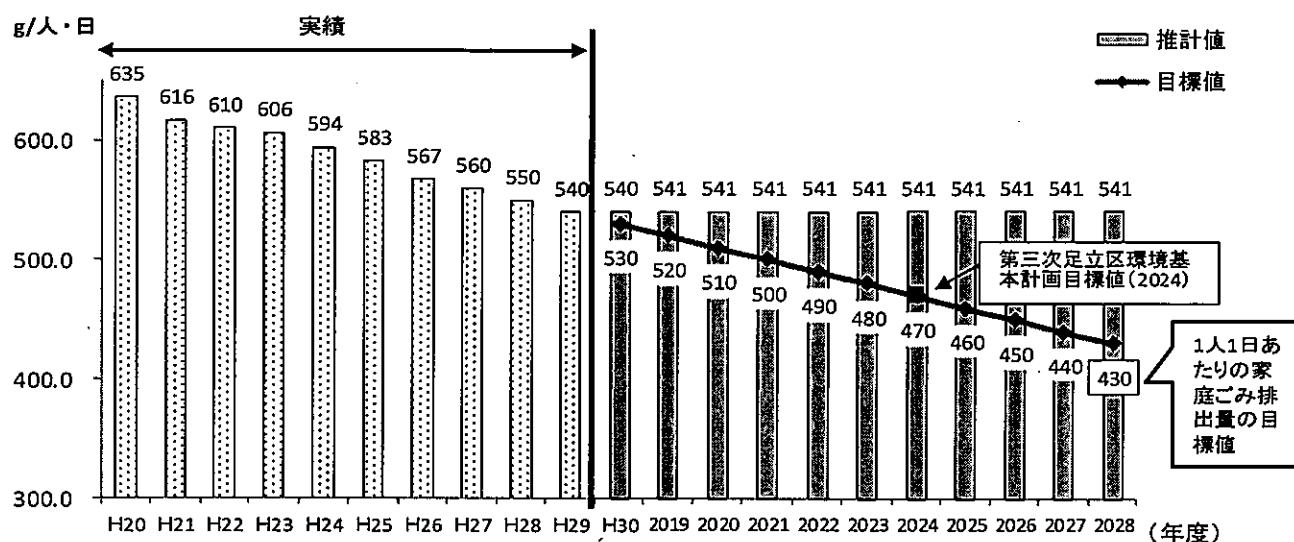
※注3 区の収集から、事業者の自己処理への切り替えが進むことで、事業系ごみ排出量増加するが、この増加分を抑制していく。

2 計画期間における個別目標値

(1) 1人1日あたりの家庭ごみ排出量の個別目標値

番号	項目	現状値 (平成29年度)		目標値 (2028年度)
1	1人1日あたりの家庭ごみ排出量	539.9g/人・日	109.9g/人・日の削減	430.0g/人・日 (▲22.5%削減)

図4-2 1人1日あたりの家庭ごみ排出量の実績・推計・目標値



資料：足立の環境のごみ量と足立区人口推計（中位推計）から算出。

【現状の分析】

区民1人1日あたりの家庭ごみ排出量は、あだち広報や足立区ごみ出しアプリに加え、「紙資源分別バッグ」等を活用し、正しい分別方法等を周知したことや、地球環境フェア等のイベントで食品ロス問題を啓発したこともあり、前計画の目標値を達成しています。

(⇒前計画の目標値と達成状況については、資料編47ページ資料・図6-1参照)

【目標の設定】

本計画においても、区民一人ひとりが取り組むべき目標値として、1人1日あたりの家庭ごみ量「燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ」を目標値として設定します。

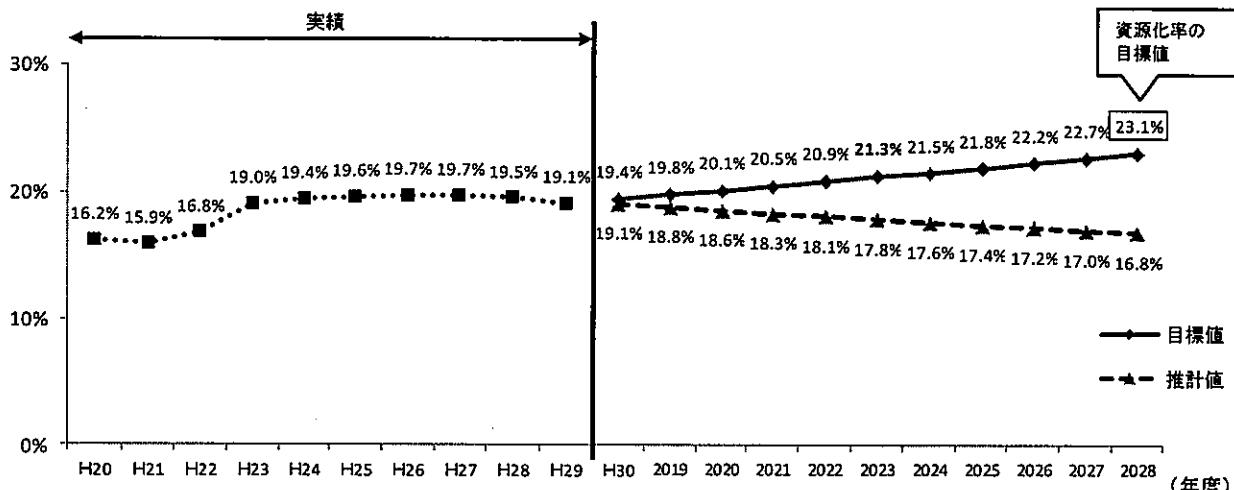
区が現状の施策を継続した場合、区の人口推計が将来的にほぼ横ばいになることにともない、図4-2の推計値のとおりごみ量もほぼ横ばいとなります。それに対し、未利用食品や調理くず等の厨芥ごみの削減「食品ロス問題等」、厨芥ごみに約80%含まれている水分の水切りを徹底することを啓発していくことで、さらなるごみ減量につなげ、2028年度の区民1人1日あたりの家庭ごみ排出量430g/人・日を目標値とします。

(⇒推計値及び目標値の分析方法については資料編53ページ資料・図7-5参照)

(2) 資源化率の個別目標値

番号	項目	現状値 (平成29年度)		目標値 (2028年度)
2-(1)	資源化率	19.1%	➡ 4.0%の増加	23.1%

図4-3 資源化率の実績・推計・目標値



資料：足立の環境のごみ量から算出。推計と目標値は、家庭ごみ排出量の予測・目標値を基に算出。

【現状の分析】

年々ごみ量は減少しており、粗大ごみとして排出される木製家具等や布団の資源化を開始しましたが、それ以上に資源行政・集団回収量の減少率が大きいため、資源化率の向上に繋がっていません。特に、新聞、雑誌等の発行部数が低落傾向にあり、古紙の行政回収量及び集団回収量ともに減少しているため、前計画に掲げた目標値に達成していません。

(⇒前計画の目標値と達成状況については、資料編48ページ資料・図6-2参照)

【目標値の設定】

本計画においても、家庭ごみの削減目標を前提に、更なる資源化を目指した目標値を設定します。

これまででも、燃やさないごみの資源化や粗大ごみの資源化などを行い、ごみの減量と資源化率の向上に取り組んできました。引き続き、ごみ減量に向けた啓発を行なうとともに、費用対効果を十分に踏まえ、新たな資源化品目の検討を行い、2028年度の資源化率23.1%を目標値とします。

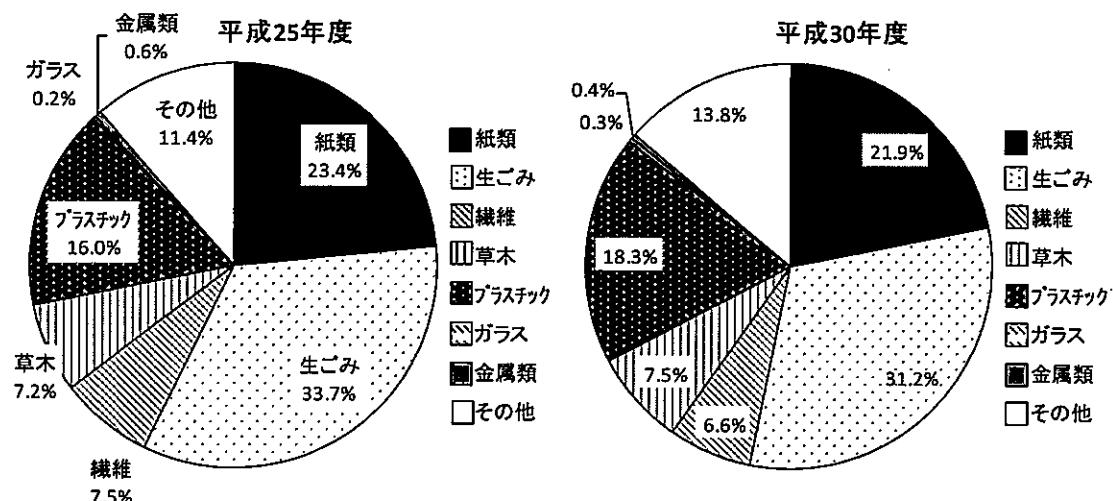
(⇒推計値及び目標値の分析方法については、資料編55ページ資料・図7-8参照)

(3) 燃やすごみに含まれる資源化可能物の割合

番号	項目	現状値 (平成30年度)		目標値 (2028年度)
2-(2)	燃やすごみに含まれる資源化可能物の割合	16.0%	➡ 8.1%の減少	7.9%

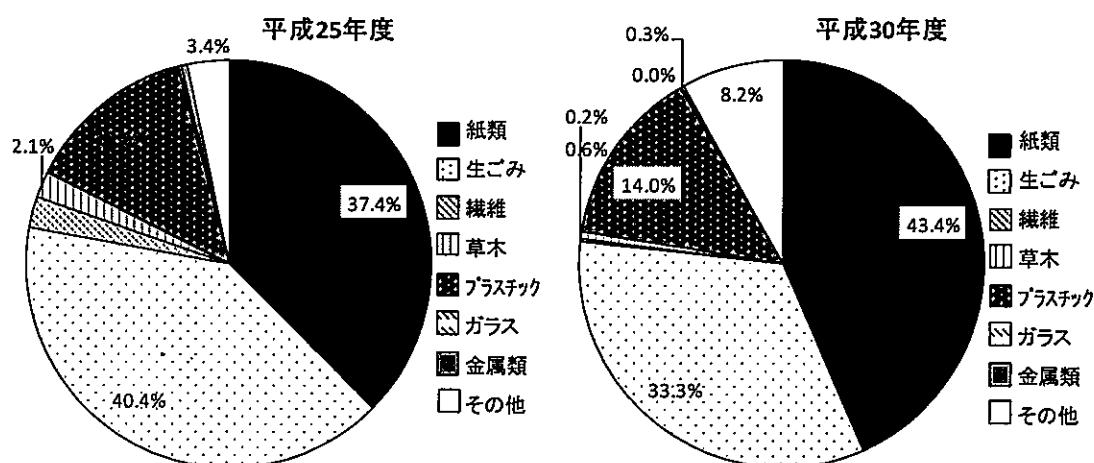
区が収集する燃やすごみ（家庭ごみ・小規模事業所から排出されるごみ）に含まれる資源化可能物の割合を目標値として設定します。区が収集する燃やすごみの組成については、図4-4、図4-5のとおりです。

図4-4 区内の家庭ごみの組成割合推移



資料：平成25年度・平成30年度足立区一般廃棄物排出実態調査報告書

図4-5 区内の小規模事業所から排出されるごみの組成割合推移



資料：平成25年度・平成30年度足立区一般廃棄物排出実態調査報告書

【現状の分析】

燃やすごみに含まれる資源化可能物の中で、最も割合の多い資源になる紙類について、「紙資源分別バッグ」や「資源になる紙類大辞典」等を活用し、分別の徹底を啓発したこともあり一定の効果が見られます。

家庭から排出されるごみと小規模事業所から排出されるごみを合わせて、資源化可能物の割合は 16.0% あります。内訳は、古紙が 14.5% と、ガラス・金属類・プラスチック・その他のうち、びん・缶・ペットボトルと燃やさないごみが 1.5% 含まれており、前計画に掲げた目標に達していません。

(⇒前計画の目標値と達成状況については、資料編 49 ページ資料・図 6-3 参照)

【目標値の設定】

区民一人一人や事業者がごみを正しく分別し排出することで、ごみ減量と資源回収量の増加につながり、資源化率の目標達成に向け大きく寄与します。

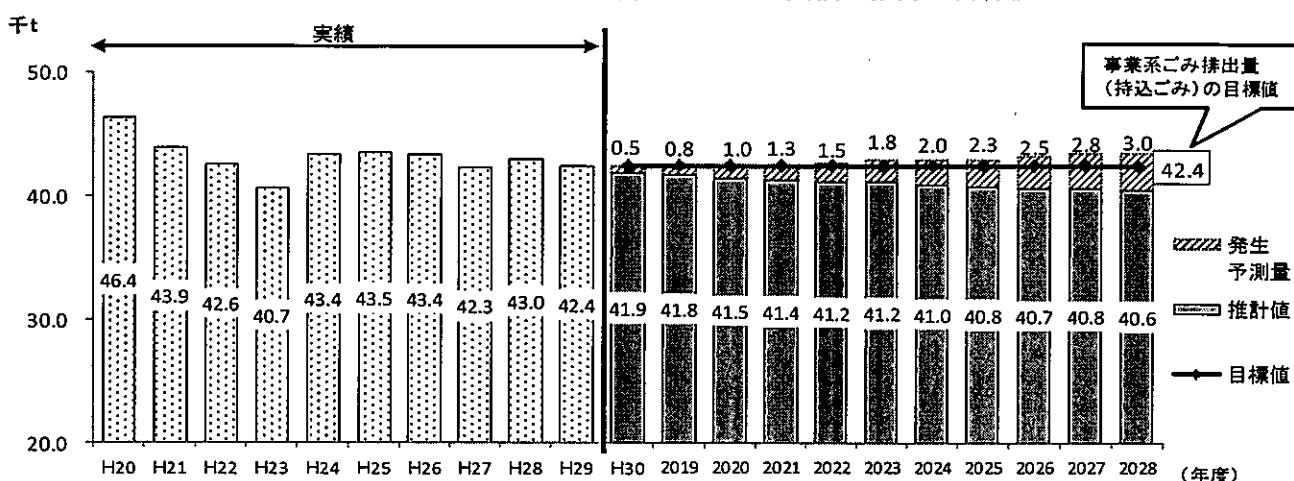
これまで以上に、区民や事業所に対し、ごみの分別徹底を啓発するとともに、それぞれがごみ減量に向けた取り組みを実践することで、2028 年度までに 7.9% まで減量することを目標値とします。

(4) 事業系ごみ排出量(持込ごみ)の個別目標値

番号	項目	現状値 (平成29年度)	目標値 (2028年度)
3	事業系ごみ排出量 (持込ごみ)	42.4 千t/年	42.4 千t/年 (43.6千t/年-1.2千t/年)

※区の収集から事業者の自己処理への切り替えが進むことで、事業系ごみ排出量が増加するが、この増加分を抑制していく。

図4-6 事業系ごみ排出量(持込ごみ)の実績・推計・目標値



※発生予測量とは、区収集に排出される事業系ごみが、持込ごみに移行すると予測される量。

資料：足立の環境のごみ量から算出。推計と目標値は、平成22年度東京都就業者数の予測人口を基に算出。

【現状の分析】

区内には、約2万4千の事業者があります。原則、事業所から出るごみは自己処理責任に基づき自ら処理しなければなりません。事業者に対し、排出指導や立入調査を行ない、再利用計画書等の提出を義務づけ、ごみ減量や再利用に向けた目標を設定させてきましたこともあり、前計画の目標値を達成しています。

(⇒前計画の目標値と達成状況については、資料編50ページ資料・図6-4参照)

【目標値の設定】

区が現状の施策を継続した場合、区の就業者数の減少にともない、推計値のとおり事業系ごみ排出量(持込ごみ)も少量ですが減少していくことが予測されます。

引き続き、区の処理基準を超える事業所については、区の収集から自己処理責任に基づき自ら処理するよう指導していきます。そのことにより、持込ごみとして排出される事業系ごみは、図4-6の発生予測量のとおり経年的に増加していくことが見込まれますが、排出・発生抑制を徹底することで、2028年度においては、目標値42.4千t/年に抑制します。

(⇒推計値及び目標値の分析方法については資料編57ページ資料・図7-12参照)

第5章 ごみ減量と資源化の推進（基本方針）

1 足立区基本構想の目指す将来像

協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立

2 環境の視点から目指す姿

基本方針 地球にやさしい ひと のまち

3 第四次足立区一般廃棄物処理基本計画の基本方針・目標

基本方針1 廃棄物減量の推進

すべての「ひと」が率先して、ごみを作り出さない（リデュース）を推進し、特に食品や資源になる紙類等の資源ロスを意識した生活を実践します。

目標：3Rの推進と分別の徹底により廃棄物の量を減らす。

指標：1人1日あたりの家庭ごみ排出量

基本方針2 持続可能な資源利用への転換

繰り返し使えるものは使用（リユース）するとともに、資源の際再利用（リサイクル）を拡充し、限りある資源を無駄にしない取り組みを実践します。

目標：資源の循環利用を推進する。

指標：資源化率、燃やすごみに含まれる資源化可能物の割合

基本方針3 廃棄物の適正処理の推進

多様化する社会に向け、普及啓発や排出指導を徹底し、環境負荷と生活環境に配慮した適正な廃棄物処理を実践します。

目標：資源の循環利用を推進する。

指標：事業系ごみ排出量（持込ごみ）

基本方針 1 廃棄物減量の推進

すべての「ひと」が率先して、日常的にごみを作り出さない「リデュース」を推進し、特に未利用食品の廃棄や食材の過剰除去、紙類等の資源ロスを意識した生活を実践します。

また、近年、マイクロプラスチック（微細なプラスチック）が、海洋上に流れ生態系に及ぼす影響が懸念されている。主に、河川への投棄等により、海洋上にペットボトルが流れることが原因の一つであることから、問題解決の一助となるよう分別排出の啓発を徹底します。

また、協創の理念に基づき、区民・事業者・行政がそれぞれ主体的に工夫し、情報を共有することで、より一層のごみ減量に繋げていきます。

(1) 家庭におけるごみ減量の取組み

平成30年度の燃やすごみの組成調査によると、燃やすごみの約31%は生ごみが占めています。生ごみの約80%含まれている水分の水切りを行なうだけで、ごみの減量に大きな効果があります。

未利用食品や食品の過剰除去などの食品ロス問題について、「食材は必要な分だけ購入する」／「食材を有効に利用する」／「食べる分だけ調理する」／「食べ残しをしない」など、食品ロス削減のための取り組みを広げていきます。

また、家庭で消費しきれない食材などを持ち寄っていただくことで、フードドライブにやあだち子ども食堂に提供することで、より一層のごみ減量に努めます。

(2) 事業者におけるごみ減量と資源化の取組み

小売事業者に対する支援として、過剰包装やレジ袋削減の働きかけにつながるよう、イベントを通じ、エコバッグを配付することで、買物の際に、簡易包装に心掛けることやエコバッグの持参繰り返し呼びかけていきます。

また、飲食店などの食品廃棄物を排出する事業者と連携し、食べ残しが少なくなるようなメニューの工夫や「3010運動」、食べ残しを持ち帰る容器の提供などの食べ残し削減キャンペーンの実施を検討します。

(3) ライフスタイルの見直しによるごみ減量の取組み

区民一人ひとりが消費者として、リデュース「ごみを作り出さない」に取り組むことが、ごみ減量を達成するためには最も重要です。例えば、買い物の際にマイバッグを持参してレジ袋をもらわない、バラ売り商品で必要な量だけ買う、詰め替えのできる商品や環境に配慮した再生品を進んで選ぶ等を促進していきます。

(4) ごみ減量施策の情報発信の強化「見える化」

日々のごみを減らすために、区民や事業者が具体的に取り組むことができるごみ減量の方法について、ごみ出しアプリやホームページ、SNSを活用し、積極的に情報発信していくことで、ごみ減量への意識と行動の変化を促していきます。

(5) 区民・事業者・大学等の地域団体との連携によるごみ減量に向けた取り組み

ごみ減量と資源循環の推進のためには、様々な主体がそれぞれの強みを生かしつつ、総合的な取り組みを進めていくことが重要です。区は、国や他自治体との連携はもちろんのこと、区民・事業者・大学等の地域団体との情報共有を図ることで、各々が課題解決に向け、より一層ごみ減量に取り組めるようにしていきます。

基本方針 2 持続可能な資源利用への転換

協創の理念に基づき、区民・事業者・行政がそれぞれ主体的に工夫するとともに、情報を共有し、アイデア等を持ち寄り検討を重ねることで、より一層に繰り返し使えるものは使用「リユース」するとともに、資源の再生利用（リサイクル）を拡充し、限りある資源を有効活用する取り組みを実践します。

(1) ごみ減量やリサイクルに関する意識啓発

ごみ問題を正しく理解してもらうためには、ごみ減量やリサイクルを推進し、分別方法やごみ出しのルールなどの様々な情報を、わかりやすく区民に情報発信することが重要です。あわせて、地球環境フェアやあだち再生館でのイベントでの周知や衣類等、不用品家具の展示販売などを活用していきます。

(2) 若年層の単身世帯や外国人等へのごみの分別意識の普及啓発

若年層の単身世帯の多くは、ごみの分別意識やリサイクルへの関心が比較的低い傾向にあります。また、多くの外国人が居住しており、その数は年々増加傾向にあります。若年層や外国人等が、資源・ごみの分別やごみ出しの情報を得やすいように、ごみ出しアプリやSNS等による情報発信を充実させていきます。

(3) 環境教育・環境学習の推進と人材育成

環境に興味や関心を持った方々に、より深く学ぶ機会を提供するとともに、積極的に行動するリーダーを育成していきます。特に、次世代を担う子ども達が、ごみ減量やリサイクルに配慮した生活のあり方について、体験しながら学べるような環境整備を充実させていきます。

(4) 家庭ごみからの資源の分別徹底に向けた取組み

各家庭がごみの分別を徹底することで、ごみ減量と資源化を推進していきます。例えば、燃やすごみの中には、包装紙やお菓子の箱などに代表される雑がみなど、資源化できる紙ごみが多く混入されています。紙資源分別バッグや資源になる紙類大辞典を活用した周知を図ることで、より一層のごみ減量と資源化率の向上に努めています。

(5) 集団回収活動の活性化と支援策の拡充

集団回収について、高齢化による集団回収団体の担い手の減少等について、検討します。また、区は23区の中でも資源回収事業者や再資源化事業者等が多い区です。このような地域特性を踏まえ、集団回収事業において、市況に応じ報奨金の見直しを行なうなど、より一層の活性化を図り実施団体の拡大を目指すことで、効率的な資源回収の実現に向け集団回収事業が活性化する施策を開拓していきます。

(6) 資源ごみ買取市における買取品目の拡大

より一層のごみ減量と資源循環を推進するため、区内の再資源化事業者8者と連携し「資源ごみ買取市」を実施しています。また、市場の需要を踏まえ、買取品目に古布の追加や一部事業者により平日買取など、区民が利用しやすいよう事業者に働きかけてきました。今後は、市場の需要に応じて、買取品目の増加について検討していきます。

(7) 新たな資源化品目の検討

プラスチックや食品トレイ等の品目については、民間事業者による回収スキームの利用を前提としつつ、区は、資源として回収した場合の費用対効果を踏まえ、新たな資源化品目の拡充を検討していきます。

(8) 粗大ごみのリユース(繰り返し使う)施策

区では、家庭から粗大ごみとして持ち込まれた家電製品等の中で、簡易な修理等で再利用できる製品について、本人の承諾を得た上で事業者が買い取り、専門業者を通じて海外に輸出され、主に発展途上国で再利用されています。

また、あだち再生館においても家庭で不用になった家具を引き取り、必要な区民等に展示販売することで、ごみの減量に努めています。引き続き、粗大ごみのリユース「繰り返し使う」施策に関する新たな取組みを検討していきます。

(9) 資源の持去り対策の強化

平成22年4月に「足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」を改正し、資源持去り行為を禁止し、資源持去り防止パトロールやGPS端末器による取り締まりを行った結果、古紙の行政回収量は以前より増加傾向を維持しており、一定の効果があると考えられます。区民の関心が高く、取り締まりに対する要望も多いため、更なる持去り対策を実施するとともに、繰り返し持去り行為を行なう悪質な行為者に対し、区内警察署と連携し取り締まり、実効性のある対策を講じていきます。

基本方針3 廃棄物の適正処理

多様化する社会に向け、普及啓発や排出指導を徹底するとともに、協創の理念に基づき、区民・事業者・行政がそれぞれ主体的に工夫し、情報を共有することで、環境負荷と生活環境に配慮した適正な廃棄物処理を実践します。

(1) ごみ集積所の美化対策

不適正な分別や排出ルールを守らない集積所については、警告シールを貼付した上で取り残し対策や、ふれあい指導班によるきめ細やかな指導を行い改善に努めます。

また、集積所のカラス被害などによるごみの散乱については、これまでの防鳥ネットに加え、ごみ収集ボックス「とりコン」による対策を講じることで、ごみ集積所の美化対策を行っていきます。

(2) 事業系ごみの自己処理責任に基づく廃棄物処理の徹底

区内には、約2万4千の小売業や卸売業、飲食サービス業等の事業所があります。原則、事業所から出るごみは、自己処理責任に基づき自ら処理しなければなりません。区の処理基準を超えるごみを排出し、区の収集を利用している事業者については、許可事業者による収集に移行するよう働きかけていきます。

(3) 事業用大規模建築物への排出指導

延床面積1,000m²以上の事業用大規模建築物の所有者に対して、事業所で生じる廃棄物について、再利用計画書の提出を義務づけており、ごみ減量や再利用に向けた目標を設定させるなど、ごみ減量を推進しています。また、選任を義務づけている廃棄物管理責任者を対象に講習会を実施し、事業所における廃棄物管理責任者の役割やごみの適正処理の重要性を理解してもらうとともに、ごみ減量と資源化に向けた取組みを強化するよう指導しています。

立入調査としては、延床面積1,000m²以上の事業所に対し、ごみの分別や資源化への取組状況を把握するため、担当者が訪問し、必要に応じて指導・助言していきます。また、ごみ減量と資源化に積極的に取り組んでいる事業者に感謝状を贈呈し、より一層のごみ減量と資源化に努めるよう促していきます。

(4) 事業系ごみ処理券貼付等の指導

区内には、約2万4千の小売業や卸売業、飲食サービス業等の事業所があります。原則、事業所から出るごみは、自己処理責任に基づき自ら処理しなければなりません。一定の処理基準を満たしている小規模事業者については、事業系有料ごみ処理券を貼付の上、区の収集を利用することができます。事業系有料ごみ処理券の未貼付や料金不足などの不適正な排出を行う事業者に対して、夜間等も含め貼付指導を行い、適正に排出するよう指導していきます。

(5) 家庭ごみ有料化の調査・検討

家庭ごみ有料化については、区のごみ減量・資源化施策の進捗状況や他区の状況を踏まえ、家庭ごみ有料化によるごみ減量効果を調査していきます。特に、有料化の対象とするごみの種類、処理手数料額、課金方法、不法投棄対策等について、先進事例を調査していきます。なお、家庭ごみ有料化の前提として、収集・運搬や処理について、効率的に行っていく必要があります。

(6) 戸別訪問収集の調査・検討

区では、近隣住民等の協力が得られず、ごみ出しが困難な世帯で、原則要介護3以上の世帯については、戸別訪問収集を行っています。戸別訪問収集は、自らが出す資源・ごみに対する責任を高め、さらなる分別徹底と適正排出の向上に寄与すると考えられます。戸別訪問収集の対象世帯の拡大については、今後、様々な観点から検討していきます。

(7) 戸別収集の調査・研究

区内全域を対象とした戸別収集は、家庭ごみを有料化する場合には、ごみ減量や不法投棄対策などに有効な施策であり、区民サービスの観点からも、今後、他区の状況も踏まえ、様々な観点から研究していきます。

(8) 不法投棄対策

不法投棄の総合窓口「不法投棄110番」や「不法投棄通報協力員制度」により、不法投棄物への迅速な対応が可能となり、まちの美化対策につながっています。

また、土地の所有者・管理者が看板や防犯カメラの設置など再発防止に取り組むことを条件に、区は支援の一環として民有地の不法投棄物の撤去を行っています。土地所有者の方と区が協力してまちをきれいにすることで、ビューティフル・ウィンドウズ運動を推進していきます。

(9) 適正処理困難物への対応・拡大生産者責任による適正処理の推進

有害性や危険性、処理困難な廃棄物については、区による収集や処理ができません。区が収集する廃棄物と収集できない廃棄物を明確にし、排出者に対し処理先を案内することで適正な処理が行われるよう助言・指導していきます。

また、製造販売事業者による処理困難物の回収及び適正処理について、国や事業者に対し、円滑な処理体制を構築するよう働きかけていきます。

(10) 水銀含有廃棄物の適正処理

蛍光管や水銀体温計、水銀血圧計などの水銀含有廃棄物について、排出する際に割れないよう購入時の箱に入れるなど適正な排出方法を周知していきます。

また、収集した水銀含有廃棄物は、可能な限り資源化した上で適正に処理していきます。

(11) 効率的な収集・運搬体制の確立

ごみ処理にかかる経費の多くは収集・運搬にかかる経費が占めています。ごみ減量を積極的に進め、効率的な収集・運搬体制を確立することで、収集・運搬経費の削減に努めるとともに、CO₂排出量削減等の環境負荷の低減に努めます。

(12) 環境負荷の抑制

清掃工場のごみ焼却過程で生じる熱エネルギーを利用して発電を行い、工場内で利用した後の余剰電力を売却するほか、近隣施設に熱供給を行っています。化石燃料の使用量を減らし、地球温暖化防止に寄与するため、高効率発電設備の導入を図るなど、より一層のエネルギー回収を進めています。

また、ごみ収集車両の排出するガスは、大気汚染や地球温暖化の原因となっているため、環境負荷の少ない清掃車両を使用します。

(13) 災害廃棄物への対応

国の災害廃棄物対策指針、東京都の災害廃棄物処理計画の策定を踏まえ、災害時ににおける区内の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、区民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための災害廃棄物処理計画を策定します。

(14) 埋立処分場の延命化

今ある埋立処分場をできる限り長く使用していくため、中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場の現状や課題について、区民に周知することで、より一層のごみ減量を進めています。

第6章 生活排水処理基本計画

1 生活排水の現状

(1) 生活排水の排出状況

足立区の下水道は概成 100%、普及率で 99% であり、下水道普及地域では、し尿を含む生活排水のほとんどが、公共下水道によって処理されています。公共下水道によらないものについては、浄化槽^{※1}あるいはくみ取りによる処理を行っています。平成 30 年 3 月 31 日現在で、浄化槽設置基数は 496 基、くみ取り戸数は 275 戸で、年々減少傾向にあります（表 6-1）。

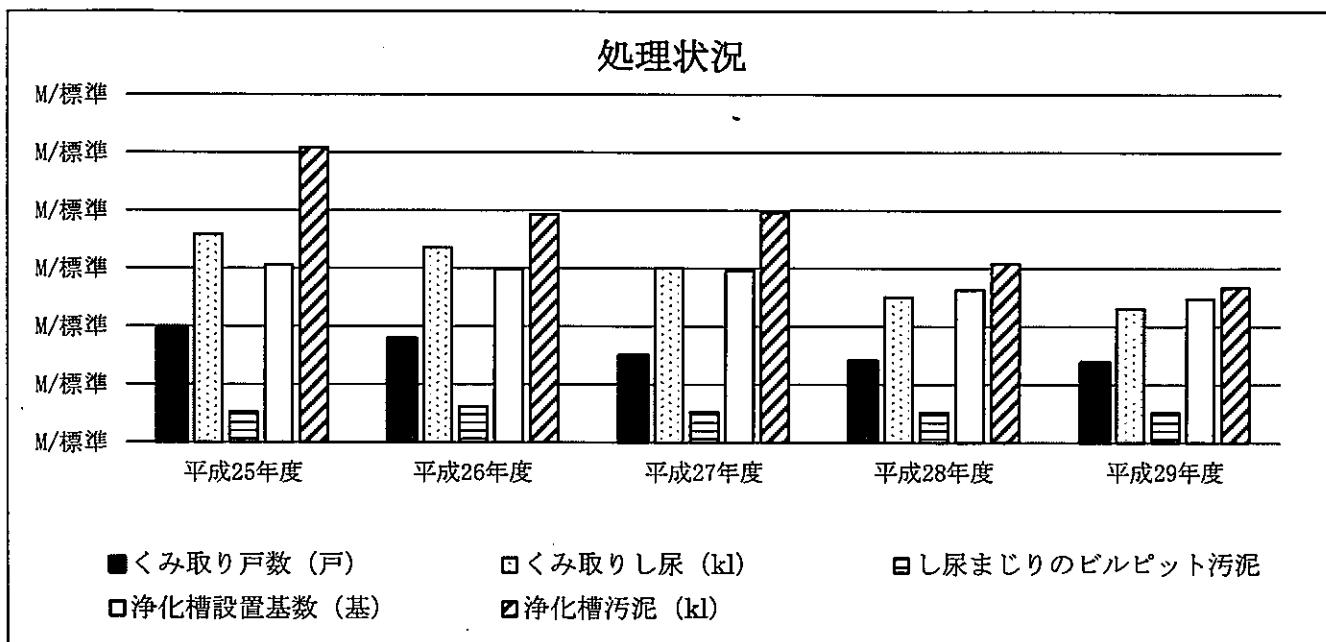
一方事業活動によって生じた、し尿混じりのビルピット汚泥^{※2}、事業系し尿等も排出されています。

表 6-1 区内のし尿くみ取り戸数・量及び浄化槽設置基数・浄化槽汚泥等

区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
くみ取り戸数(戸)	396	356	299	280	275
くみ取りし尿(kl)	716	670	601	501	461
ビルピット汚泥	105	123	105	104	103
浄化槽設置基数(基)	612	597	592	526	496
浄化槽汚泥(kl)	1,016	787	792	616	534

※1 水洗トイレの汚水（し尿）と台所や風呂等の生活雑排水を、微生物の働きにより浄化処理して、下水道以外に放流するための装置。

※2 地下階を有するビルやホテル等から出る、汚水・雑排水を貯留する合併槽等に溜まった汚泥をビルピット汚泥といい、これにし尿が混じったものをし尿混じりのビルピット汚泥といいます。



(2) 家庭系し尿

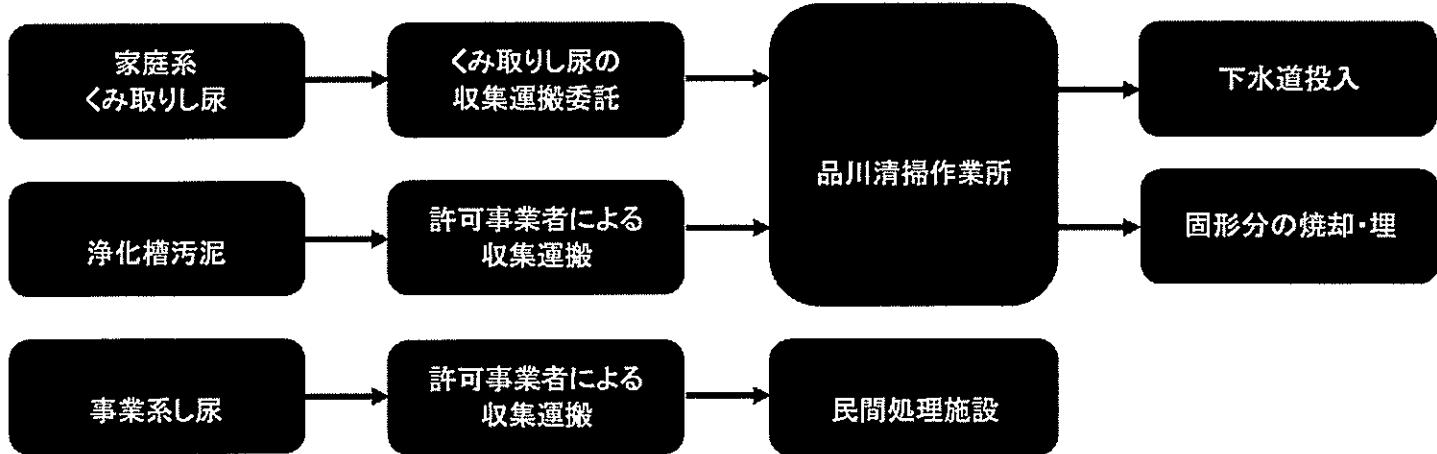
家庭から排出されるし尿については、区が事業者に委託し、原則としてし尿対象世帯を月2回、1.7klの小型吸上車で収集を行っています。収集したし尿は、清掃一組の下水道処理施設である品川清掃作業所へ運搬しています。しさ（汚水の中に含まれる固形不純物）等の不純物を取り除き、希釈等により下水排除基準を満たす状態に処理した後、下水道に投入し、残さは、焼却され埋め立てられています（図6-2）。

区の汲み取り世帯は、住宅等の建替えや下水道の普及により年々減少しています。

(3) 事業系し尿

事業活動によって生じた、し尿混じりのビルピット汚泥や仮設トイレのし尿については、事業者自己処理責任の原則に基づき、許可事業者に委託して収集・運搬し、民間処理施設で処理しています。

図6-2 し尿等の収集運搬・処理の流れ



2 基本方針

区の下水道普及率は既に99%以上となっています。そのため、下水道の普及地域では、し尿を含む生活排水は出来る限り公共下水道によって処理することを基本方針としています。

既存の一般家庭のくみ取り便所のし尿は、基本的な住民サービスとして、区が事業者委託により収集・運搬し、東京二十三区清掃一部事務組合が処分を行うこととしています。区が担っている収集・運搬については、より効率的な体制の検討を進めます。

浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥（生ごみ処理汚泥）、事業活動とともに排出されるし尿混じりのビルピット汚泥、事業系し尿は、今後も引き続き民間事業者による収集・運搬体制を基本としていきます。

3 施策・事業の展開

(1) 下水道への接続の促進

下水道処理区域内の非下水道世帯については、下水道法に基づいて水洗化が義務付けられています。これに基づいて下水道への接続を促進し、くみ取り世帯の減少を図り、区民生活の衛生面の向上を目指します。

(2) し尿の収集・運搬及び処分

し尿の収集・運搬については、引き続き区が事業者に委託して実施します。また、くみ取り世帯の減少にともない、効率的な収集・運搬体制の構築を目指します。し尿の処分については、東京二十三区清掃一部事務組合が処理を行い、下水道放流施設を管理・運営します。

(3) し尿収集の有料化の検討

下水道告示地域内で下水道に接続していないくみ取り世帯については、下水道料金の負担がされている一方、下水道未告示地域内のくみ取り世帯については、下水道料金の負担がなく、収集を行っている区も料金の徴収をしていません。このように、くみ取り世帯間においても料金の負担に差が生じているため、受益者負担の原則により有料化とその方法について検討していきます。

(4) 凈化槽汚泥の処理

浄化槽汚泥については、浄化槽清掃業の許可業者が収集・運搬し、品川清掃作業所で処理しています。浄化槽の機能を維持するために、定期的な保守点検と清掃を行うよう広報等を通じて区民に対して情報を発信していきます。

(5) 事業者責任の徹底

事業活動にともなって排出されるし尿混じりのビルピット汚泥、事業系し尿は、事業者責任による自己処理を徹底します。

(6) ディスポーチー汚泥の処理

ディスポーチー汚泥（生ごみ処理汚泥）については、一般廃棄物許可業者が収集・運搬し、品川清掃作業所で処理しています。

(7) 災害時の対応

災害時には、避難所に速やかに仮設トイレを設置するなど、避難した区民のトイレを確保します。また、東京都、東京二十三区清掃一部事務組合、近隣自治体あるいは災害協定を締結した民間事業者等と連携し、災害時のし尿収集が遅滞なく行えるように体制を整備します。

資料編

第1章 人口の動向

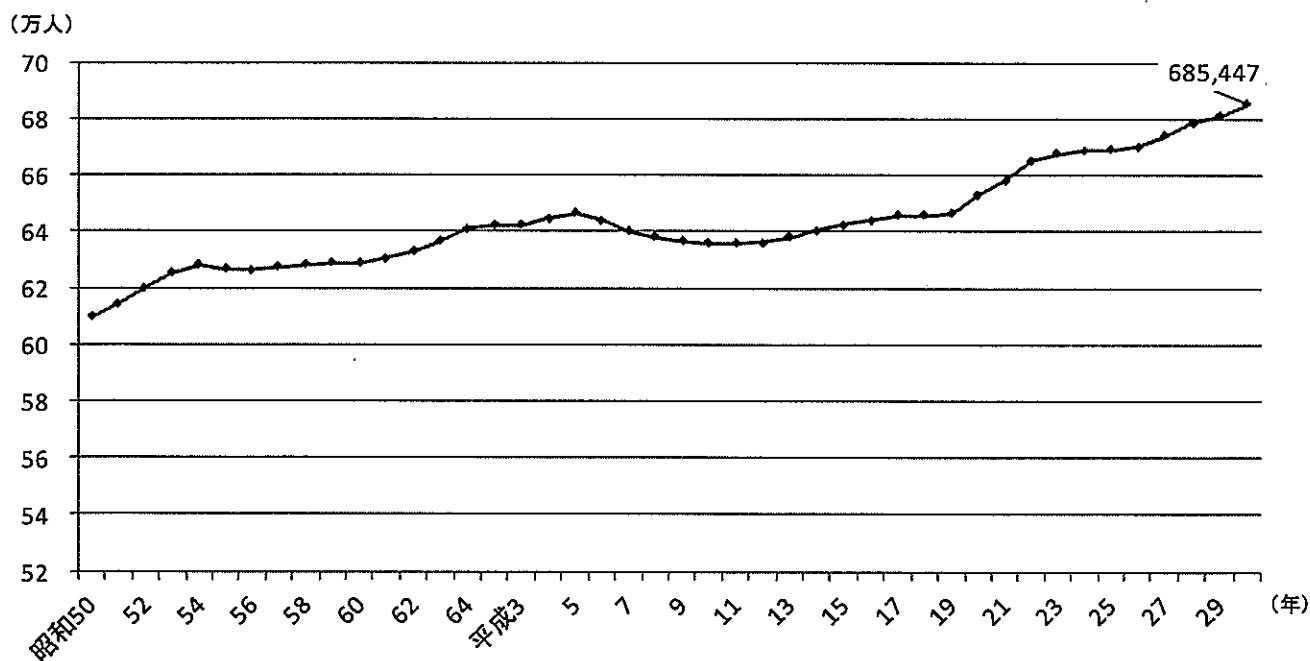
1 人口及び世帯数

足立区の総人口は、平成 30 年 1 月 1 日現在、685,447 人で、東京都の総人口（13,637,348 人）の約 5.0%、23 区の総人口（9,396,595 人）の約 7.3%を占め、23 区の中では世田谷区・練馬区・大田区・江戸川区について 5 番目に人口が多い区です。世帯数は 340,838 世帯で、1 世帯あたりの人数は 2.01 人です。

区は、都心部からほど近い住宅地として発展したため、昭和 60 年代から平成 20 年に至るまでほぼ 63 万人～65 万人台で推移してきました。その後、つくばエクスプレスや日暮里・舎人ライナーの開業にともないマンション等の開発が盛んになり、平成 21 年度以降人口が増加傾向にあります。（資料・図 1-1）

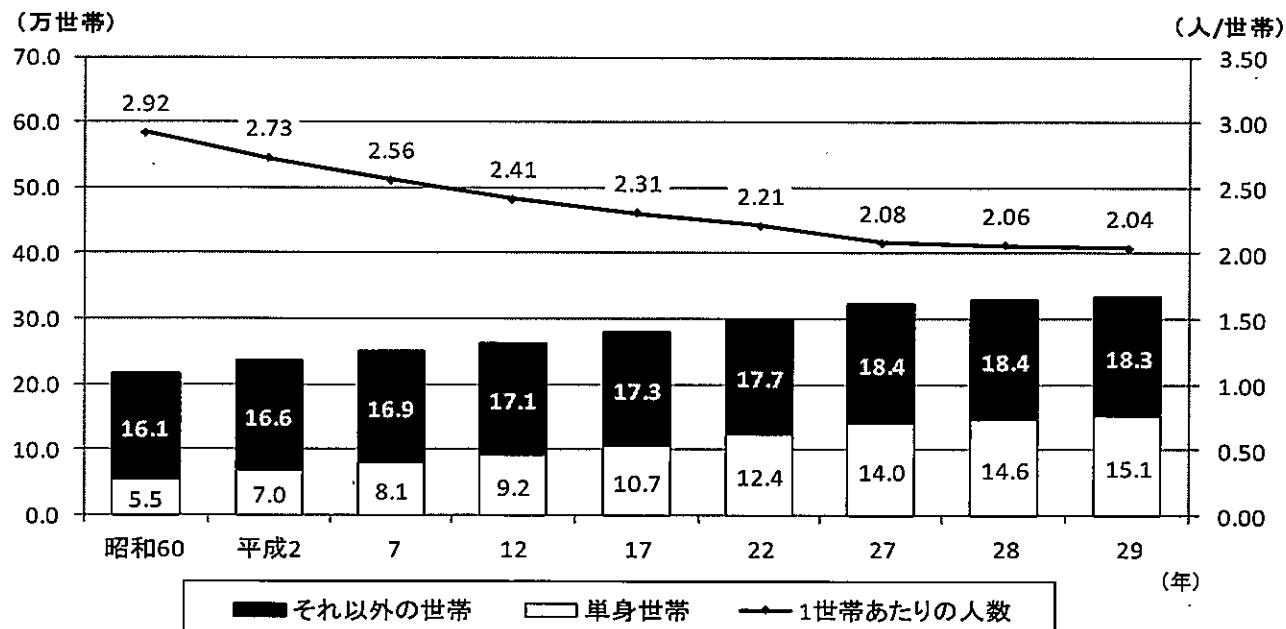
世帯総数は、近年は 30 万世帯前後で推移していますが、大学の誘致や高齢化社会等により単身者世帯は増加傾向にあります。また、1 世帯あたりの人数が、昭和 60 年の 2.92 人から平成 29 年には 2.04 人と減少しています。（資料・図 1-2）

資料・図 1-1 足立区の人口推移（各年 1 月 1 日現在）



資料：区民部戸籍住民課（住民基本台帳＋外国人登録法による登録者数）
※外国人登録制度の廃止に伴い、平成 25 年度以降は外国人住民も住民基本台帳法の提要対象となっている。

資料・図 1-2 足立区の世帯数・1世帯あたりの人数の推移

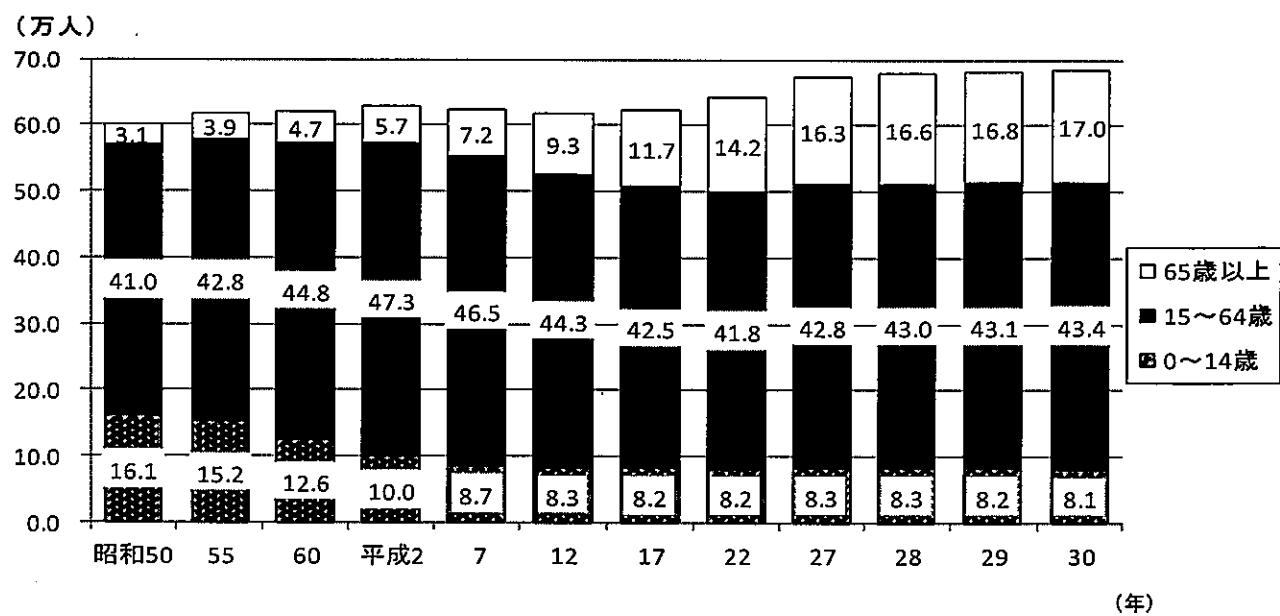


資料：平成 29 年版「数字で見るあだち」政策経営部政策経営課（住民基本台帳）
※法改正により、平成 24 年 7 月から外国人が住民基本台帳の適用対象となったため、日本人と外国人をあわせたものとなる。

2 人口構造

区の人口構造は、0～14 歳の幼年人口と 15～64 歳の生産年齢人口の構成比が平成 2 年から経年的に減少しているのに対し、65 歳以上の高齢者人口の構成比が増加しています。このことから、高齢化が経年的にはじめています。（資料・図 1-3）

資料・図 1-3 足立区の年齢別人口の推移

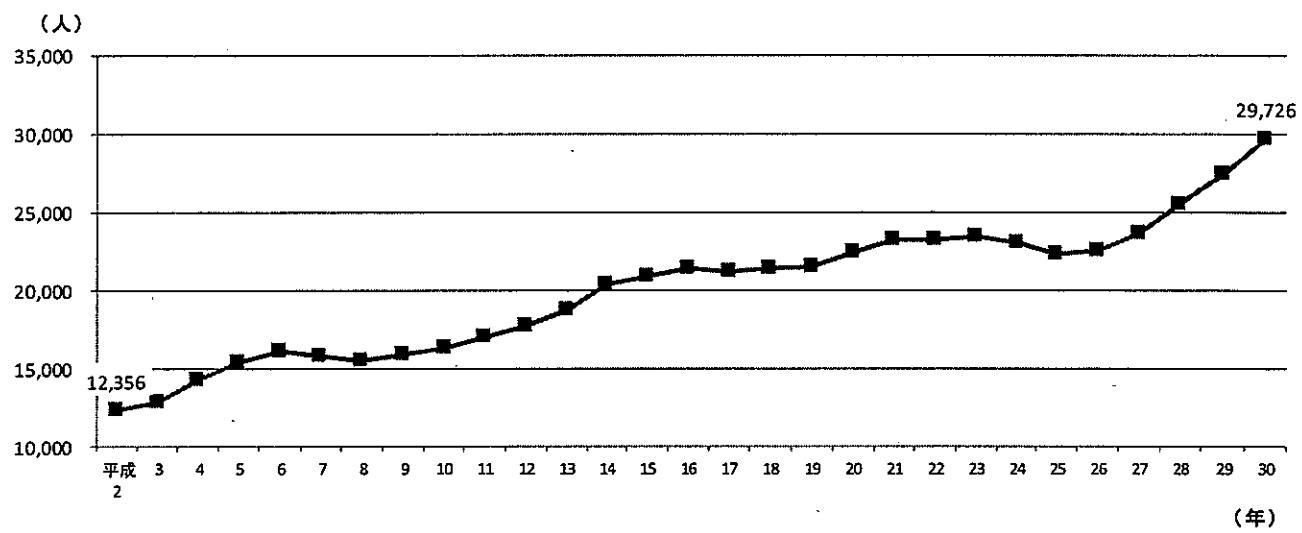


資料：平成 30 年度版「数字で見るあだち」政策経営部政策経営課（住民基本台帳）
※法改正により、平成 24 年 7 月から外国人が住民基本台帳の適用対象となったため、日本人と外国人をあわせたものとなる。

3 外国人口の推移

区の外国人人口は、平成 30 年で 29,726 人であり、東日本大震災の影響で平成 23~25 年は減少していましたが、その後は右肩上がりで増加しており、平成 2 年の 12,356 人と比べて約 2.5 倍の増加が見られます。（資料・図 1-4）

資料・図 1-4 足立区の外国人人口の推移



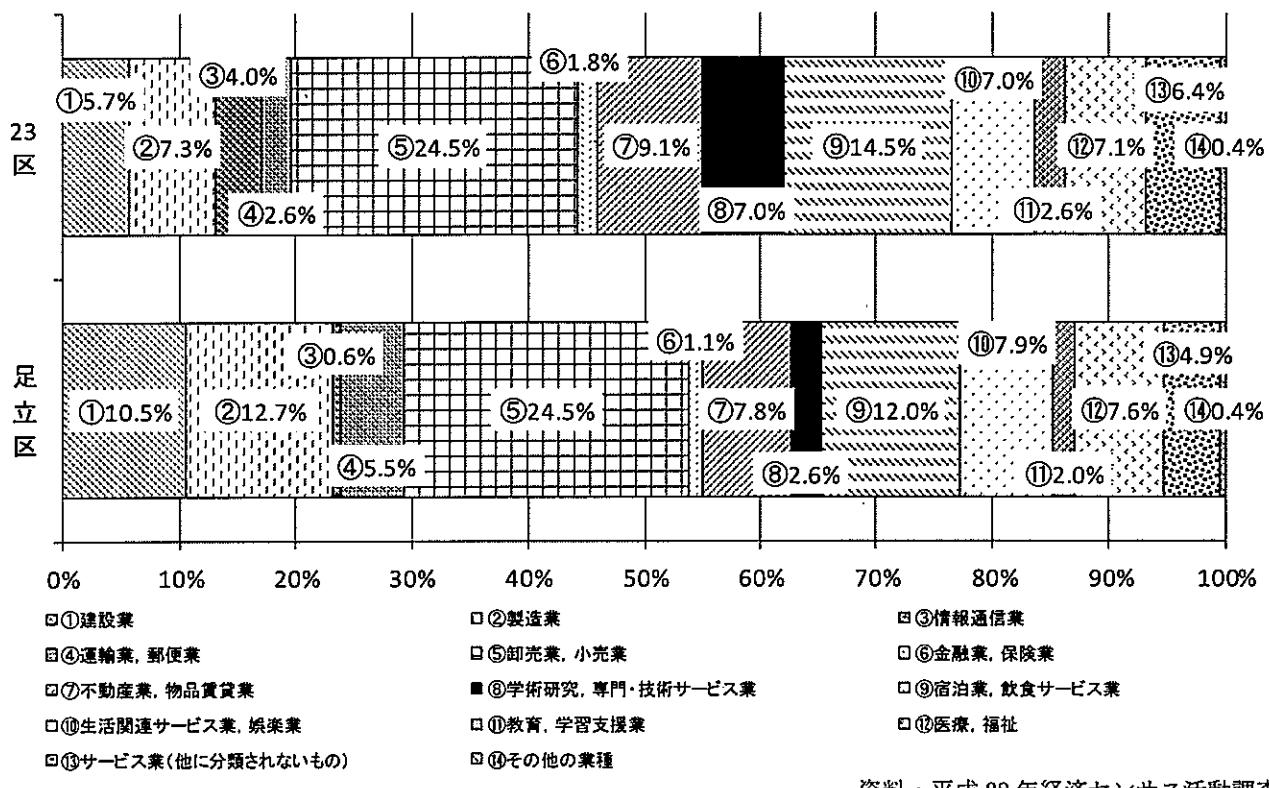
資料：区民部戸籍住民課（住民基本台帳）

第2章 産業の動向

1 事業所数

区内事業所数は、「平成 28 年経済センサス活動調査」によると 23,679 事業所で、産業分類別に見ると、最も多い業種が「卸売業、小売業」の 5,800 事業所 (24.5%)、次いで「製造業」の 3,007 事業所 (12.7%)、「宿泊業、飲食サービス業」の 2,834 事業所 (12.0%) となっています。23 区全体との比較では、「製造業」と「建設業」の業態で 4% 以上上回っています。一方、「宿泊業、飲食サービス業」や「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業」の業態は 2% 以下下回っています。(資料・図 2-1)

資料・図 2-1 足立区内事業所の業態別事業所数の比率

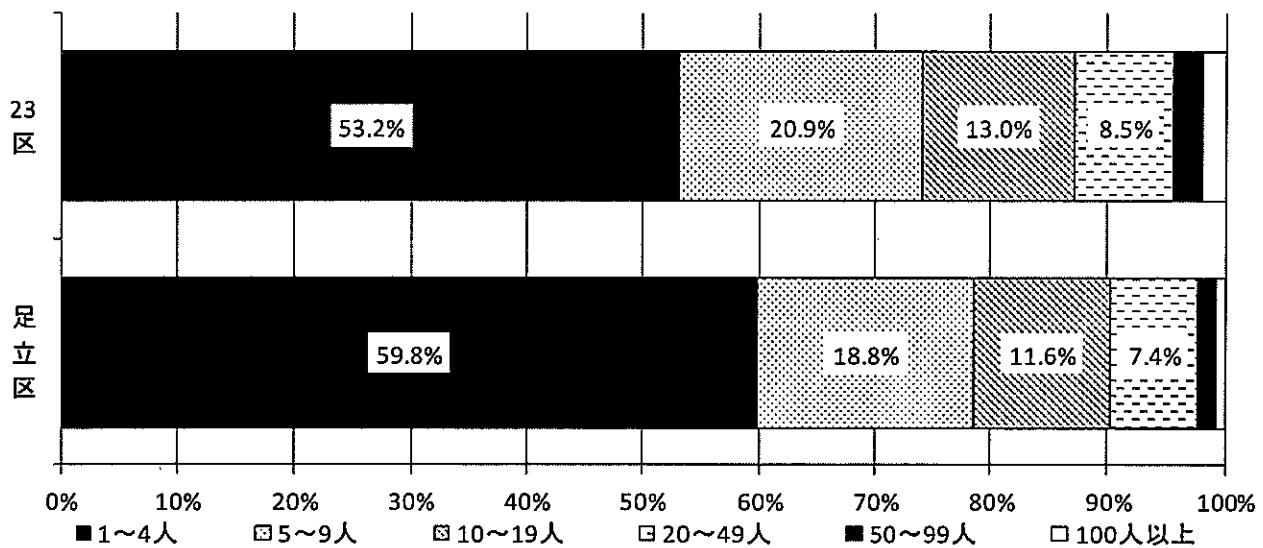


資料：平成 28 年経済センサス活動調査

2 従業者規模別事業所数

事業所を従業者規模別でみると、1～4人の小規模事業所が全体の59.8%となっており、23区全体の53.2%に比べて約7%高くなっています。(資料・図2-2)

資料・図2-2 足立区内事業所の従業者規模別事業所数の比率

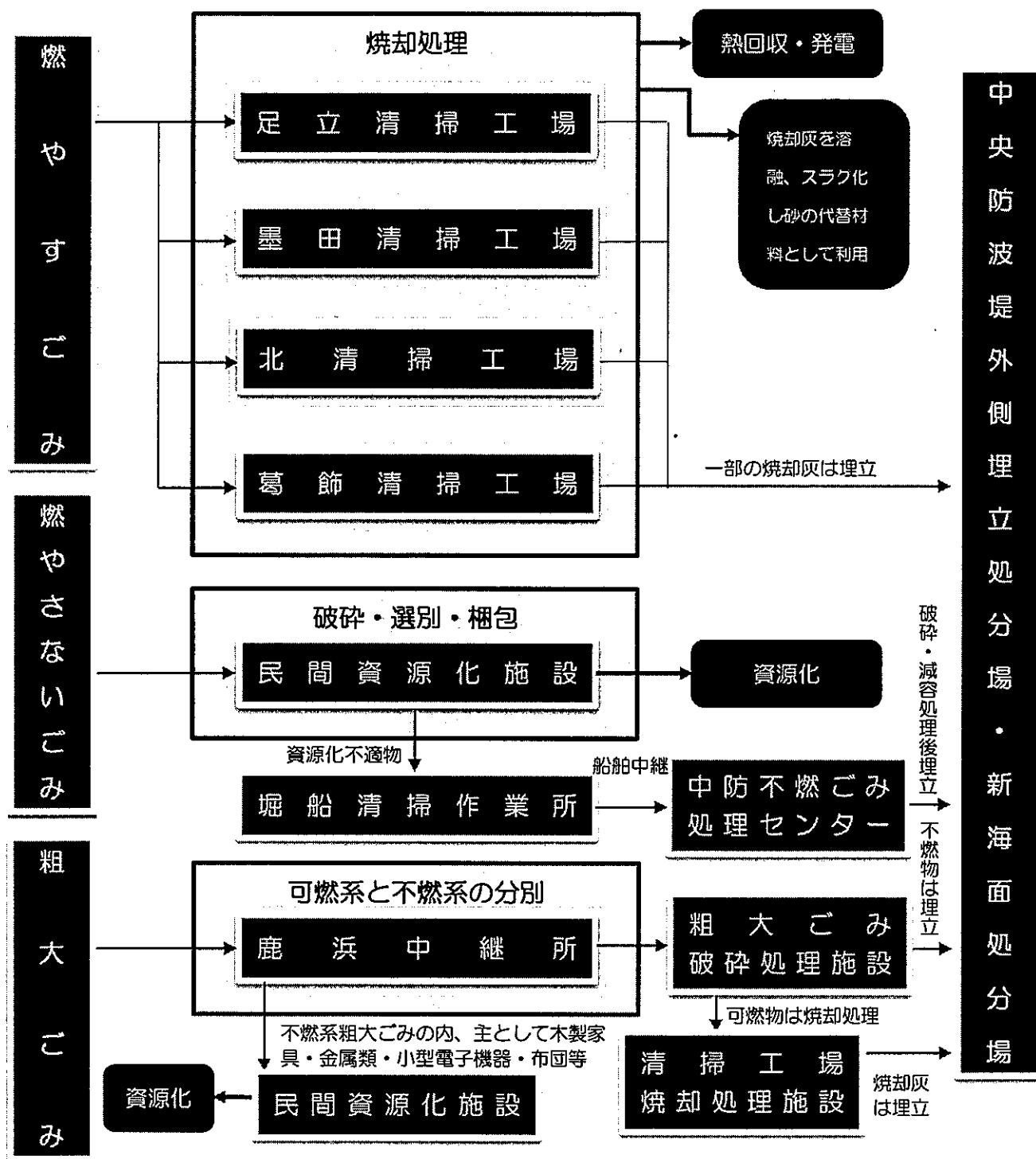


資料：平成28年経済センサス活動調査

第3章 ごみ処理事業の概要

1 処理の流れと形態

資料・図 3-1 ごみ処理の流れと形態（平成 29 年度現在）



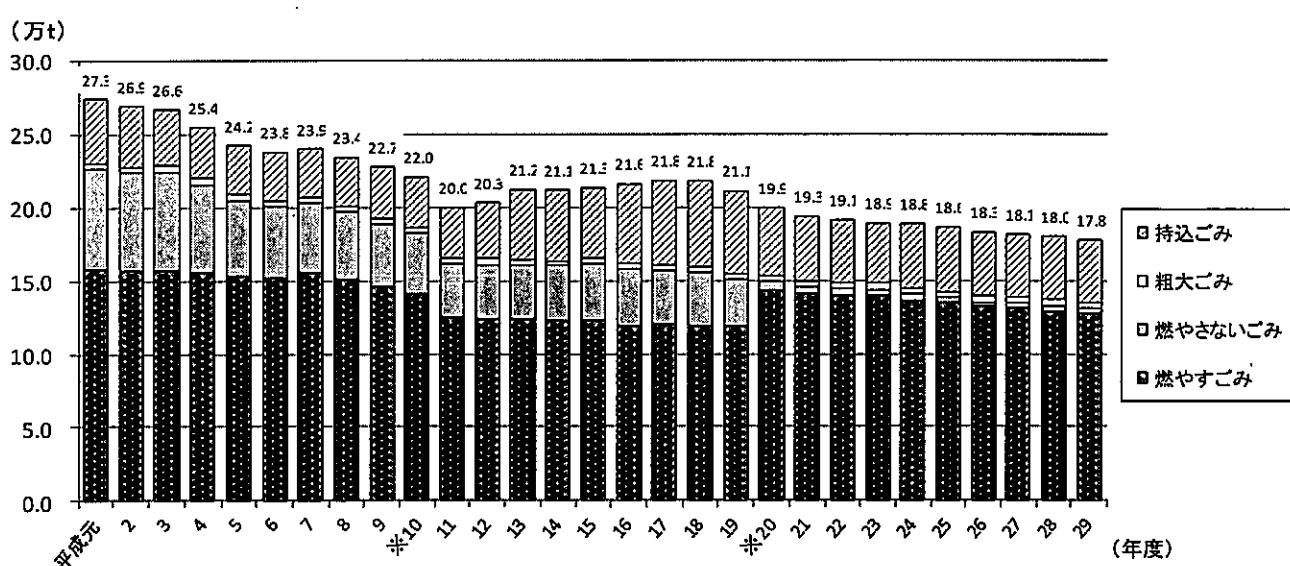
2 ごみ排出量の推移

区のごみ排出量の合計は、平成元年度をピークに平成 11 年度までは減少傾向が続き、199,561 t /年まで減少しました。その後、持込ごみ増量により平成 17 年度までは増加傾向となっていましたが、平成 18 年度から減少傾向が続いた結果、平成 29 年度は 177,519 t /年のごみ排出量となりました。(資料・図 3-2)

燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみの区収集ごみ排出量の推移をみると減少傾向がみられ、区の人口が増加傾向であることを考えると、家庭でのごみの発生・排出抑制は行われていることが分かります。

事業系一般廃棄物の持込ごみ量の推移は、景気動向の変動により大きく左右される側面がありますが、平成 18 年度の 58,921 t /年をピークに減少傾向にあり、平成 29 年度は 42,430 t /年となっています。

資料・図 3-2 ごみ量の推移



資料：足立の環境（足立区のごみ量の推移）

※平成 11 年 2 月より東京ルール I モデル事業（資源回収）を区内全域実施

※平成 20 年 4 月よりサーマルリサイクル区内全域実施

3 ごみの収集・運搬の状況

(1) 収集基準

家庭ごみと小規模事業所（常時使用する従業員の数が20人以下で、平均排出日量が10kg未満で区の収集1回当たりの排出が90l以下）の排出する事業系ごみ（商店・飲食店など事業活動によって生じたごみ）は、有料ごみ処理券を貼付のうえ資源回収場所・ごみ集積所から収集しています。

(2) 分別区分

ごみの排出方法は、ポリバケツなどのごみ容器による排出が原則ですが、共働きや単身者等でごみ容器による排出が困難な世帯では、燃やすごみと燃やさないごみについて中身の見える透明度の高い袋で排出することもできます。また、資源については、品目により排出方法が異なっています。（資料・表3-3）

なお、有害性のあるもの、危険性のあるもの、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）対象品目などは、区による収集は行なっていません。（資料・表3-4）

資料・表3-3 現行のごみ分別区分

区分	収集回数	排出方法	品目
燃やすごみ (事業系含む)	週3回	容器排出が原則 (中身が見える袋でも可能)	生ごみ、紙くず、衣類・布、プラスチック、食用油、紙おむつ、少量の枝・葉、ゴム・皮革類など（可燃物と不燃物の複合製品で、可燃物の割合が高いもの）
燃やさないごみ (事業系含む)	月2回	容器排出が原則 (中身が見える袋でも可能)	ガラス・陶磁器類、金属類、小型電化製品など（可燃物と不燃物の複合製品で、不燃物の割合が高いもの）
資源 (事業系含む)	週1回	古紙は品目別にひもで束ねる。 びん・缶は原則としてコンテナに入れる。 ペットボトルは原則としてネット袋、コンテナに入る。	古紙類（新聞、雑誌類、段ボール、紙パック、雑がみ） びん類（飲料びん、食用びん） 缶類（飲料缶、食用缶、スプレー缶、カセットボンベ） ペットボトル
粗大ごみ (家庭系のみ)	随時 (申込制)	有料粗大ごみ処理券を貼付して玄関先等に出す。または指定の場所へ持ち込む。	家具・家電製品など耐久消費財を中心とする、一辺の長さが30cmを超えるもの
拠点回収	週2回 (六木住区センターは週1回)	本木関原住区センター、六木住区センターの2か所。専用回収ボックスへ持ち込む。	食品トレイ
事業系一般廃棄物 あわせ産廃		一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて収集する。条件は、常時使用する従業員の数が20人以下及び排出日量10kg未満の事業所から排出される、廃プラスチック類（原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く）、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く）、ガラスくず、陶磁器くず。	

資料・表 3-4 区が収集しないもの

区分	品目
危険性のあるもの 有害性のあるもの 引火性のあるもの	薬品類、金属粉末、石油類〔灯油、ガソリン、シンナー、エンジンオイル(凝固剤使用も不可)など〕、塗料、マッチ・花火(未使用のもの)、中身の入ったライターなど
家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法) 対象品目	エアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機(衣類乾燥機)
パソコンリサイクル法 (資源有効利用促進法) 対象品目	パソコン(デスクトップ型、ノート型、CRT・液晶ディスプレイ)
処理が困難なもの	バッテリー、タイヤ、ピアノ、耐火金庫、ガスボンベ、消火器、レンガ、コンクリートブロック、石、土、砂、石膏ボード、オートバイ、自動車関連部品、小型焼却炉、排水溝の汚泥、動物のふん、液状のものなど

(3) ごみ処理手数料

1日 10kg を超える家庭ごみや引越しなど一度に多量に出る臨時ごみ、粗大ごみ及び事業系ごみは、ごみ処理手数料を徴収しています。手数料は 1kg につき 40.0 円で、家庭系粗大ごみに関しては品目別に定められています。また、清掃工場への持込ごみ処理手数料は、1kg につき 15.5 円を東京二十三区清掃一部事務組合が徴収し、直接最終処分場に運搬したときは 1kg につき 9.5 円を（東京都が委託して）区が徴収しています。

資料・表 3-5 ごみ処理手数料

区分	手数料		
区で収集する場合	事業系ごみ	1kgにつき40.0円 (有料ごみ処理券を貼付し排出する場合は、10ℓまでごとに76円)	
	家庭ごみ	1日10kgを超えるごみ	1kgにつき40.0円
自分でごみを直接処理施設へ 持ち込む場合		臨時ごみ	1kgにつき40.0円
		1kgにつき15.5円 (東京二十三区清掃一部事務組合が徴収) ただし、最終処分場に運搬したときは、1kgにつき9.5円	

資料・表 3-6 有料ごみ処理券の価格表

区分	券種	単位	金額	種別
事業系	特大70ℓ相当	5枚1組	2,660円	軽量ごみ専用
	大 45ℓ相当	10枚1組	3,420円	
	中 20ℓ相当	10枚1組	1,520円	
	小 10ℓ相当	10枚1組	760円	
粗大	粗大A券	1枚	200円	
	粗大B券	1枚	300円	

4 中間処理、最終処分の状況

(1) 中間処理

区が収集したごみ及び一般廃棄物処理業者や排出事業者が持ち込んだ一般廃棄物は、東京二十三区清掃一部事務組合で処理しています。

燃やすごみは、足立清掃工場や他区に所在する清掃工場に持ち込まれ、焼却処理されます。平成18年9月から一部地域にてモデル実施していた廃プラスチック等のサマルリサイクル事業を、平成20年4月から区内全域で本格実施しています。これまで燃やさないごみに分類していたプラスチックやゴム・皮革類を燃やすごみとして収集し、清掃工場で焼却することにより熱エネルギーを回収して温水供給や発電等に有効利用しています。

区にある足立清掃工場は、ダイオキシン類対策等のため、プラント更新工事を行い、平成17年3月から、日量処理能力700tで稼働しています。このプラントは、焼却灰の減容処理を行い、灰溶融施設（処理能力130t/日）を備えています。（資料・表3-7）

燃やさないごみは、区内の民間資源化施設に搬入後、人手により選別・梱包し、材質ごとに再利用事業者に引渡しています。手選別後の資源化不適物は、北区の堀船清掃作業所（船舶中継所）を経由し東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営する中央防波堤埋立地内にある不燃ごみ処理センターで、鉄分・アルミニウムを回収し減容しています。

粗大ごみは、金属比率の高い小型家電類や木製家具、布団は鹿浜粗大中継所で選別し、民間資源化施設に運搬しています。資源化施設では、破碎等の資源化処理を行い、再資源化事業者に引渡しています。それ以外の粗大ごみは、中央防波堤埋立地内にある粗大ごみ破碎処理施設にて破碎と磁選別をした後、焼却しています。

資料・表3-7 足立清掃工場の概要

工期	着工	平成11年12月
	しゅん工	平成17年3月
敷地面積 〔平方メートル〕		約37,000
建設費 〔百万円〕		28,651
ごみ焼却炉	炉型式	荏原HPCO型
	設計最高発熱量 〔KJ/kg〕	12,100
	規模 〔t/日〕 (基数)	700t/24h (350t×2)
	焼却能力 〔t/日〕	700
灰溶融炉	炉型式	プラズマ式(電気式)
	規模 〔t/日〕 (基数)	130t (65t×2)
	発電出力(Kw)	16,200
余熱利用	給熱	高温水
		スイムスポーツセンター(うきうき館) 悠久会館 足立清掃事務所

(2) 最終処分

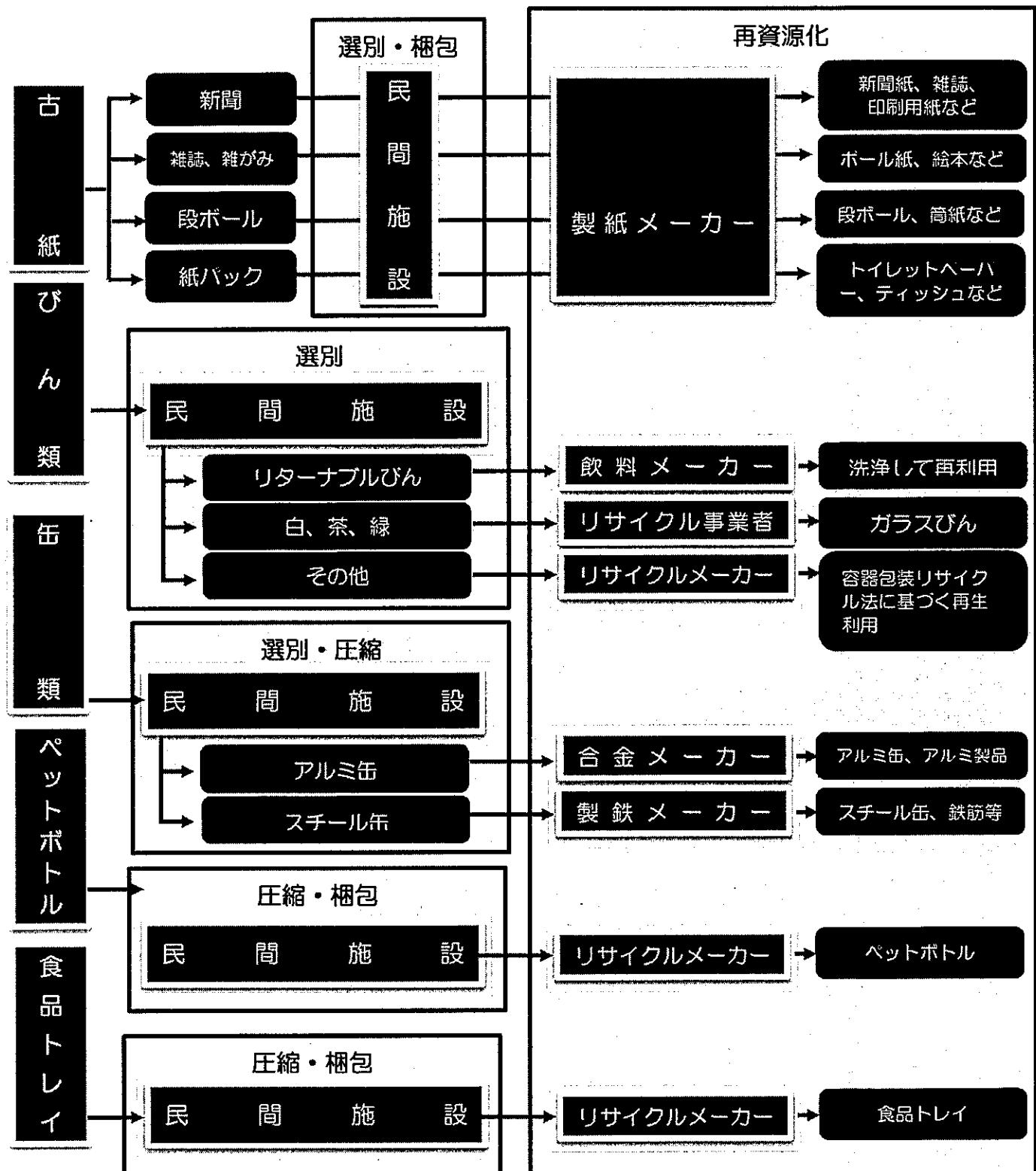
焼却灰や、燃やさないごみの処理残さなどは、東京都が管理運営する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場に埋め立てられています。新海面処分場は、平成8年7月に埋立免許を取得し、平成10年12月に廃棄物の埋立処分を開始しました。埋立に際しては、飛散防止のため土砂ではさむサンドイッチ工法で処分しています。害虫等の対策としては薬剤散布により対処しています。処分場の浸出水は、埋立地に設置した排水処理場で処理した後、砂町水再生センターで処理しています。

新海面処分場は東京港に残る最後の埋立処分場であるため、埋立処分量の削減が差し迫った課題となっています。

第4章 資源化とごみの排出抑制の状況

1 資源の流れ

資料・図 4-1 資源化の流れと形態（平成 30 年度現在）

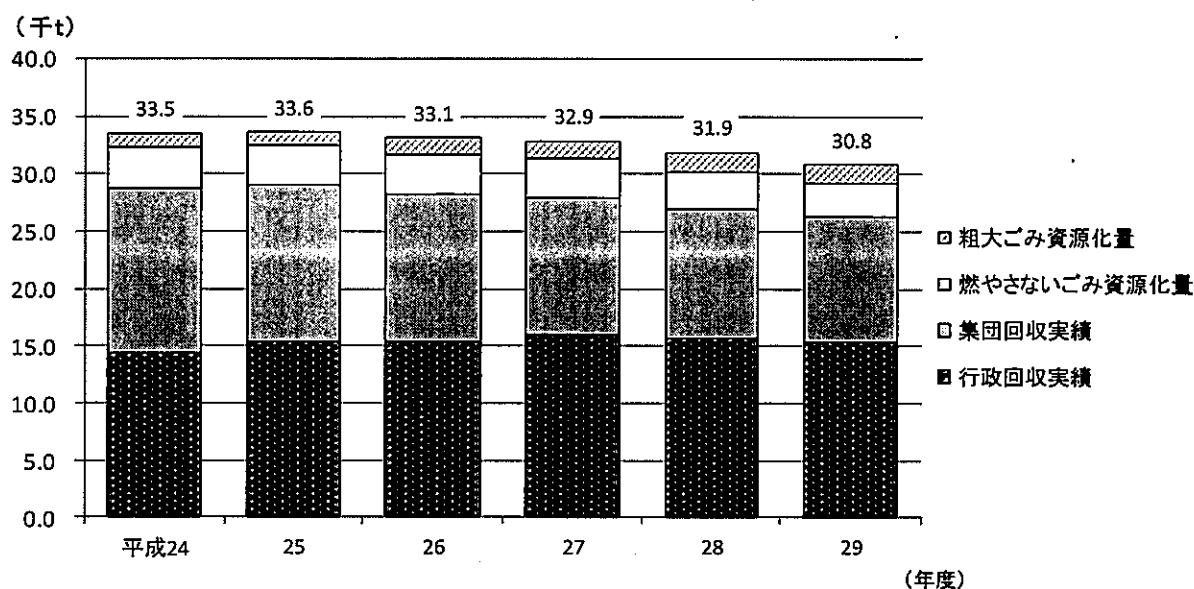


2 資源化量の推移

(1) 資源化量の実績

平成 25 年度以降資源化量は減少傾向にあります。原因としては、集団回収量が年々減少していることが影響しています。平成 29 年度は 30,820 t の資源化量となっています。(資料・図 4-2)

資料・図 4-2 資源化量の推移

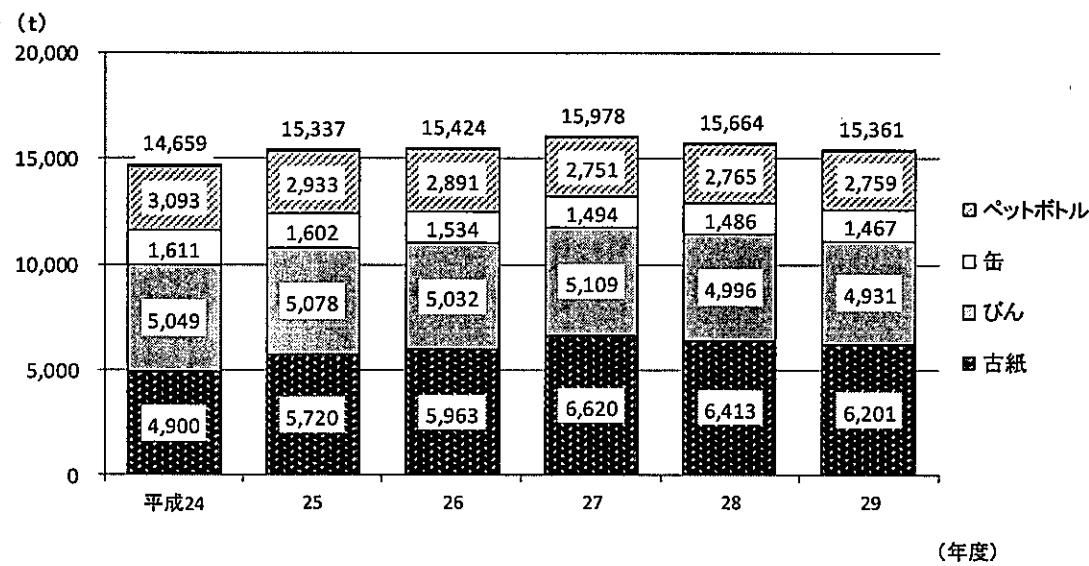


資料：足立の環境

(2) 資源行政回収の実績

平成 27 年度までは増加傾向で推移していましたが、平成 28 年度以降減少傾向にあり平成 29 年度で 15,361 t となっています。(資料・図 4-3)

資料・図 4-3 資源行政回収の実績

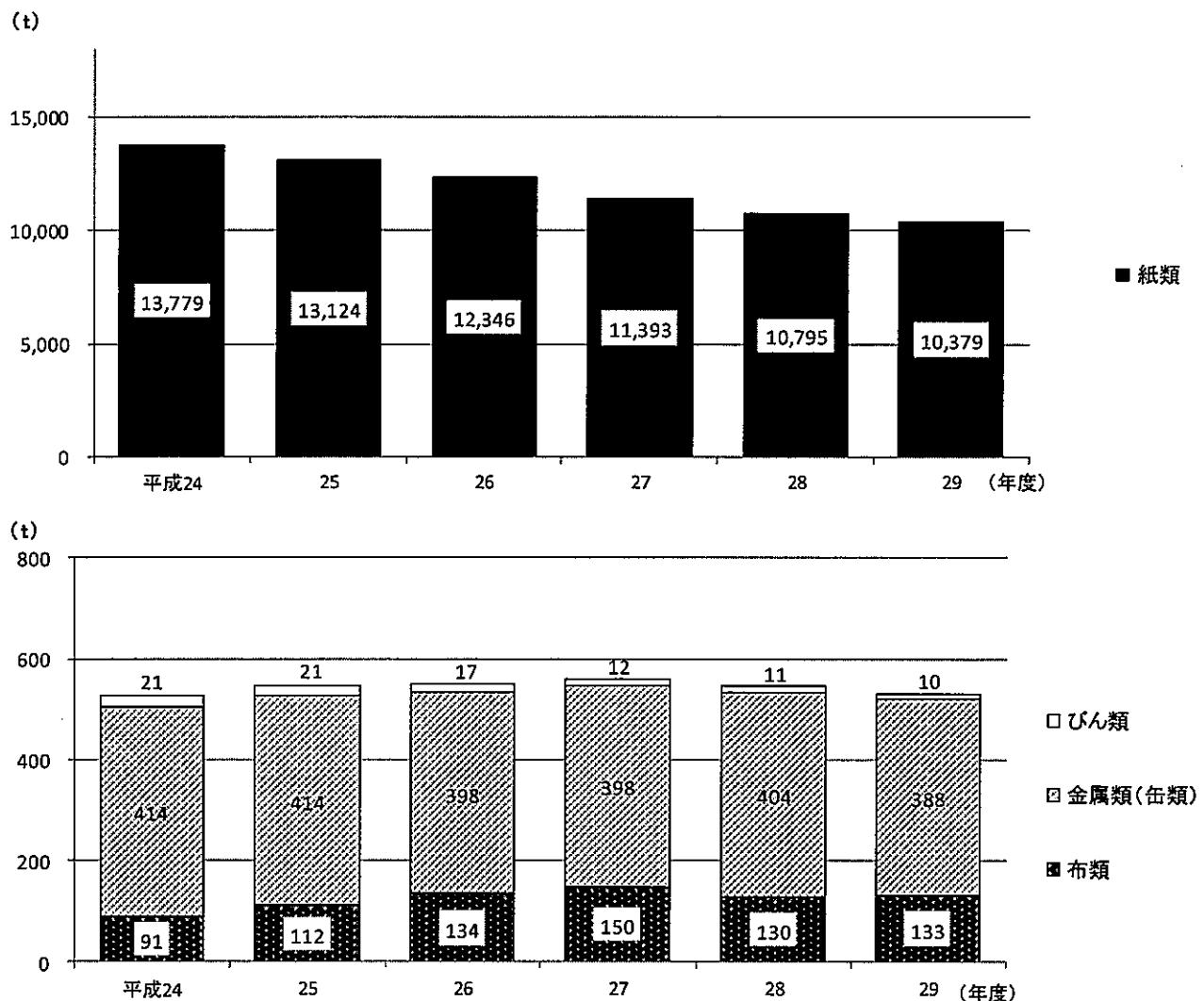


資料：足立の環境

(3) 資源集団回収の実績

資源集団回収は紙類がほとんどを占めていますが、回収量の推移をみると、新聞購読の減少等の影響もあって減少傾向にあり、平成29年度は10,910tとなっています。
(資料・図4-4)

資料・図4-4 資源集団回収の実績



資料：足立の環境

3 資源回収・資源化事業の状況

(1) 資源回収事業

区では、平成 11 年 2 月より区内全域で週 1 回の資源回収事業を実施しています。

また、平成 20 年度から住区センターなどの公共施設 4ヶ所で食品トレイの拠点回収を開始し、平成 22 年 2 月からは、千住常東地区で発泡スチロール（食品トレイ・カツチ・ラーメン容器・緩衝材）のモデル回収を開始しました。これにともない、千住あずま住区センターの食品トレイの拠点回収は終了し、現在は 2ヶ所で拠点回収を実施しています。

なお、平成 25 年 2 月から、千住常東地区では食品トレイ（白色、有色）に特化したモデル回収に切り替えていました。

(2) 集団回収活動支援

集団回収とは、10 世帯以上の団体で、家庭から出る資源を自主的に日時や場所を決めて回収し、業者へ引渡す地域のリサイクル活動です。

区では、回収実施団体の登録制度を設け、相談や指導、作業補助用具等の貸付け、回収量に応じた報奨金（6 円/kg）の支給などを行っています。

(3) 燃やさないごみからの資源回収

平成 22 年度から、ごみ減量と資源化の推進を目的として、燃やさないごみの資源化モデル事業を開始しました。具体的には、区内一部地域の燃やさないごみを区内の民間資源化施設に搬入、人手により選別・梱包し、材質ごとに再利用事業者に引き渡すもので、モデル事業では 72.56% の資源化をすることができました。平成 23 年度からは区内全域に拡大するとともに資源化品目に陶磁器を追加し、平成 29 年度は 91.6% を資源化しました。

(4) 粗大ごみの資源化事業

金属比率の高い粗大ごみを民間資源化施設に運搬し、資源化施設で破碎等の処理を行った後、選別・梱包して材質ごとに再利用事業者に引き渡しています。平成 26 年度から家庭から排出される木製の粗大ごみを、住宅の床材や壁材として使用される「パーティクルボード」にマテリアルリサイクル（※注）し、貴重な木質資源として活用しています。また、平成 30 年度からは、羽毛布団等に加え、布団類全般について資源化を行っています。

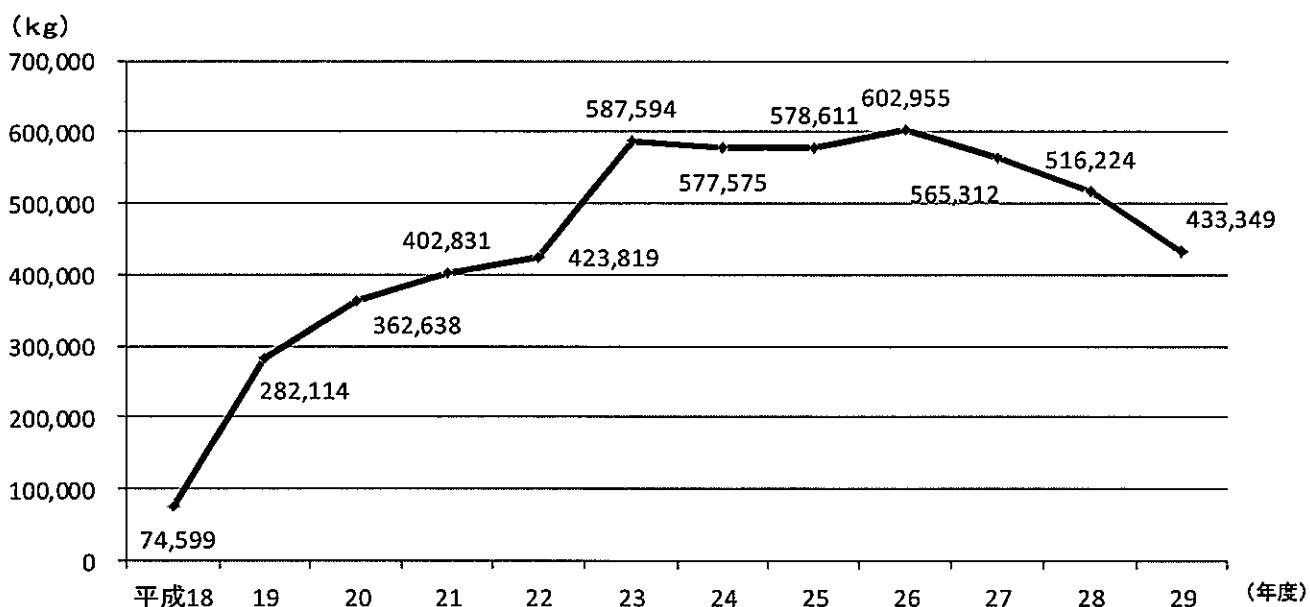
※注 マテリアルリサイクル…材料を再度原材料として再生利用すること。

(5) ペットボトルの自動回収機による回収事業

従来の集積所回収及び店頭回収に加え、「あだちエコネット事業」の一環として、平成18年7月から自動回収機（「Reverse Vending Machine」以下「RVM」という。）によるペットボトル回収を実施しています。現在までに、区内32店舗に設置し、平成23年度からは、10店舗（平成29年度は8店舗）に飲料缶のRVMを併設し、拠点回収を実施しています。RVMは投入されたペットボトルをチップ状に破碎するため、保管、運搬の効率が向上します。回収されたペットボトルは、国内でペットボトルへと再生品化（ボトル to ボトル）を行っています。

RVMによる回収実績は、平成18年度の事業開始から年々増加傾向にありました。平成26年度の約603tをピークに減少傾向にあり、平成29年度には約433tの回収量でした。（資料・図4-5）なお、平成31年3月末を持って、ペットボトルの自動回収機による回収は終了し、今後は、民間主導による自動回収機への移行と回収を推進していきます。

資料・図4-5 RVMの実績



資料：足立の環境

(6) 資源ごみ買取市

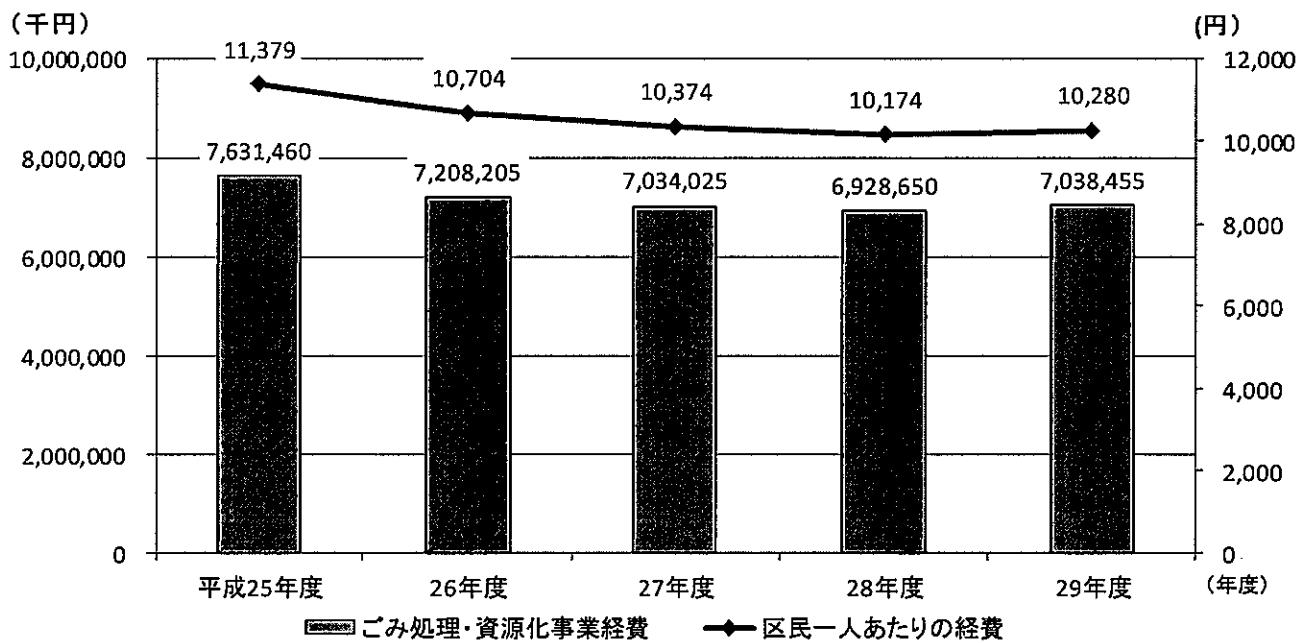
平成21年9月より、区の指定する廃棄物処理事業者（区内8ヶ所）が、家庭から出る古紙、缶、ペットボトル、廃食用油を市況に応じて直接買い取りしています。区民が資源ごみ買取市を利用することで、資源の回収運搬経費を削減できるとともに資源の持去り対策につながります。買い取られた資源は、資源化・再商品化事業者に売却され原材料として再生されます。

第5章 ごみ・資源化にかかる経費

1 ごみ・資源化にかかる経費

平成25年度から29年度までの、区のごみ処理・資源化事業にかかった経費と区民一人あたりの経費の推移を示します。(資料・図5-1)

資料・図5-1 足立区のごみ・資源化にかかった経費の推移



資料：環境部ごみ減量推進課

予算科目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	主な経費
清掃総務費	2,036,053	1,990,004	1,987,612	1,978,129	1,960,452	給料・職員手当等
廃棄物対策費	1,773,014	1,597,166	1,686,500	1,687,307	1,701,227	ごみ収集運搬経費等
リサイクル事業費	1,035,157	981,704	994,453	1,000,665	985,173	資源行政回収事業 ・集団回収事業
清掃一部事務組合費	2,787,236	2,639,331	2,365,460	2,262,549	2,391,603	清掃一部事務組合 分担金
計 (千円)	7,631,460	7,208,205	7,034,025	6,928,650	7,038,455	
人口 (人) ※1	670,652	673,386	678,055	681,014	684,694	
区民一人あたりの経費 (円)	11,379	10,704	10,374	10,174	10,280	

※1 各年度10月1日現在の人口

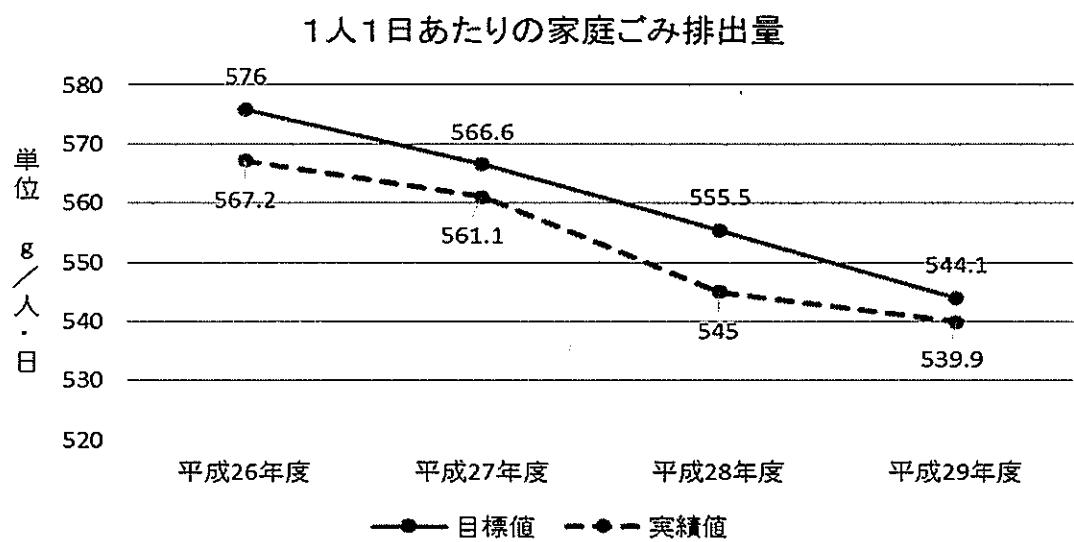
第6章 比較評価

1 第三次足立区一般廃棄物処理基本計画との比較

(1) 1人1日あたりの家庭ごみ排出量

1人1日あたりの家庭ごみ排出量は、あだち広報や足立区ごみ出しアプリに加え、「紙資源分別バッグ」等を活用し、正しい分別方法等を周知したことや、地球環境フェア等のイベントで食品ロス問題を啓発したこともあり目標値を達成しています。未使用食品や調理くず等の厨芥ごみの削減「食品ロス問題等」、厨芥ごみに約80%含まれている水分の水切りを徹底することで、さらなるごみ減量につながる考えます。

資料・図6-1 1人1日あたりの家庭ごみ排出量の目標値と実績の推移



資料：環境部ごみ減量推進課

【低減目標】

単位：g/人・日

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
目標値	576.0	566.6	555.5	544.1
実績値	567.2	561.1	545.0	539.9

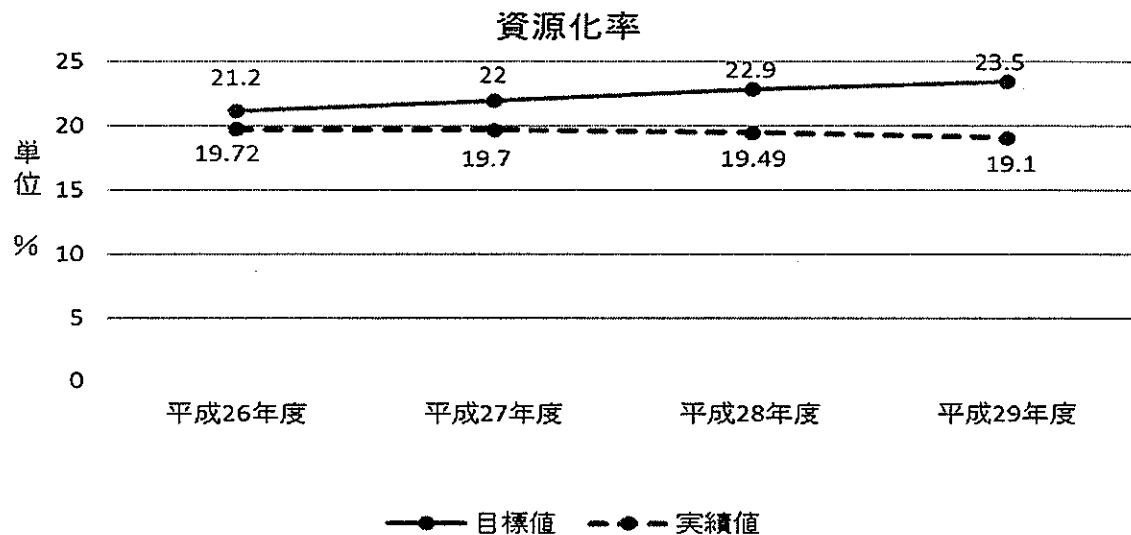
※家庭ごみ排出量=区収集ごみ量（可燃・不燃・粗大）

(2) 資源化率の比較

年々ごみ量は減少しており、粗大ごみとして排出される木製家具等や布団の資源化を開始しましたが、それ以上に資源行政・集団回収量の減少率が大きいため、資源化率の向上につながっていません。

特に、新聞、雑誌等の発行部数が低落傾向にあるため、古紙の行政回収量及び集団回収量ともに減少しています。

資料・図 6-2 資源化率の目標値と実績の推移



資料：環境部ごみ減量推進課

単位：%

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標値	21.2	22.0	22.9	23.5
実績値	19.72	19.70	19.49	19.10

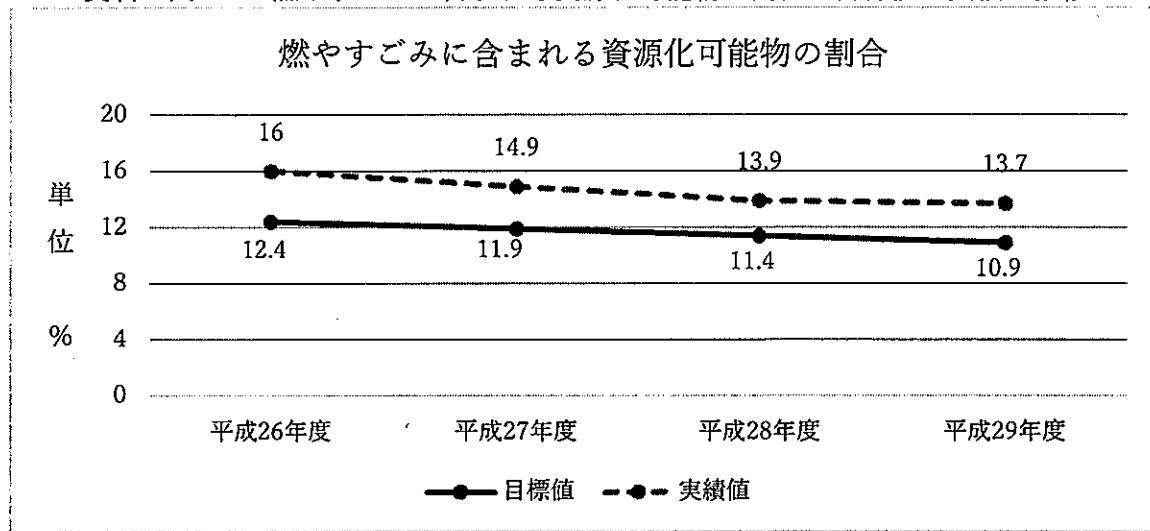
資源行政・集団回収量+不燃・粗大資源化量

$$\text{※資源化率} = \frac{\text{資源行政・集団回収量+不燃・粗大資源化量}}{\text{区收集ごみ量（可燃・不燃・粗大）+資源行政・集団回収量}}$$

(3) 燃やすごみに含まれる資源化可能物の割合の比較

燃やすごみに含まれる資源化可能物の中で、最も割合の多い古紙類（H29年度：12.5%）について、「紙資源分別バッグ」や「資源になる紙類大辞典」等を活用し、分別の徹底を啓発したこともあり一定の効果が見られますが、目標値には届いていない状況です。

資料・図 6-3 燃やすごみに含まれる資源化可能物の割合の目標値と実績の推移



資料：環境部ごみ減量推進課

【低減目標】

単位：%

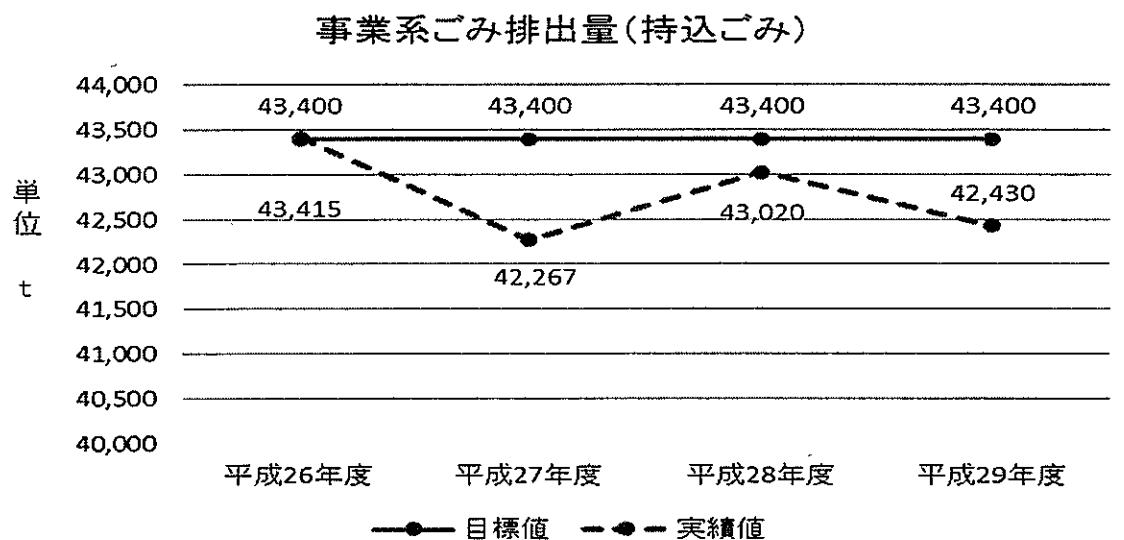
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標値	12.4	11.9	11.4	10.9
実績値	16.0	14.9	13.9	13.7

※組成調査に基づく資源化可能物の割合
(古紙、びん・缶、ペットボトル、小型家電、陶磁器類等)

(4) 事業系ごみ排出量(持込ごみ)の比較

事業系ごみ量は、経済情勢や事業者数の増減などに影響されますが、事業用大規模建築物（延床面積1,000m²以上）から排出される事業系ごみの減量や適正処理を図るために立ち入り調査を行ない指導している効果もあり、目標値を達成しています。

資料・図6-4 事業系ごみ排出量(持込ごみ)の目標値と実績の推移



資料：環境部ごみ減量推進課

【低減目標】

単位:t

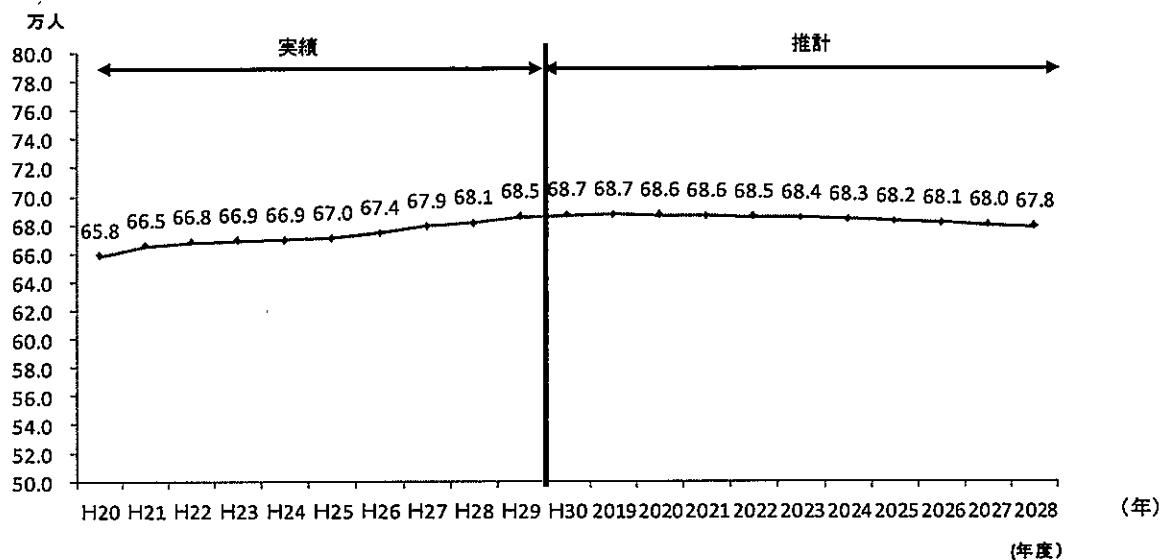
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
目標値	43,400	43,400	43,400	43,400
実績値	43,415	42,267	43,020	42,430

第7章 計画期間における目標値算出

1 「1人1日あたりの家庭ごみ排出量」の目標値算出

区の人口は、資料・図7-1のとおり年々増加傾向にあります。将来的にはほぼ横ばいで推移していくことが予測されています。

資料・図7-1 足立区の人口推移と推計



資料：実績：区民部戸籍住民課(住民基本台帳+外国人登録法による登録者数)
推計：(足立区人口推計(平成27年9月)の中位推計を基に算出)

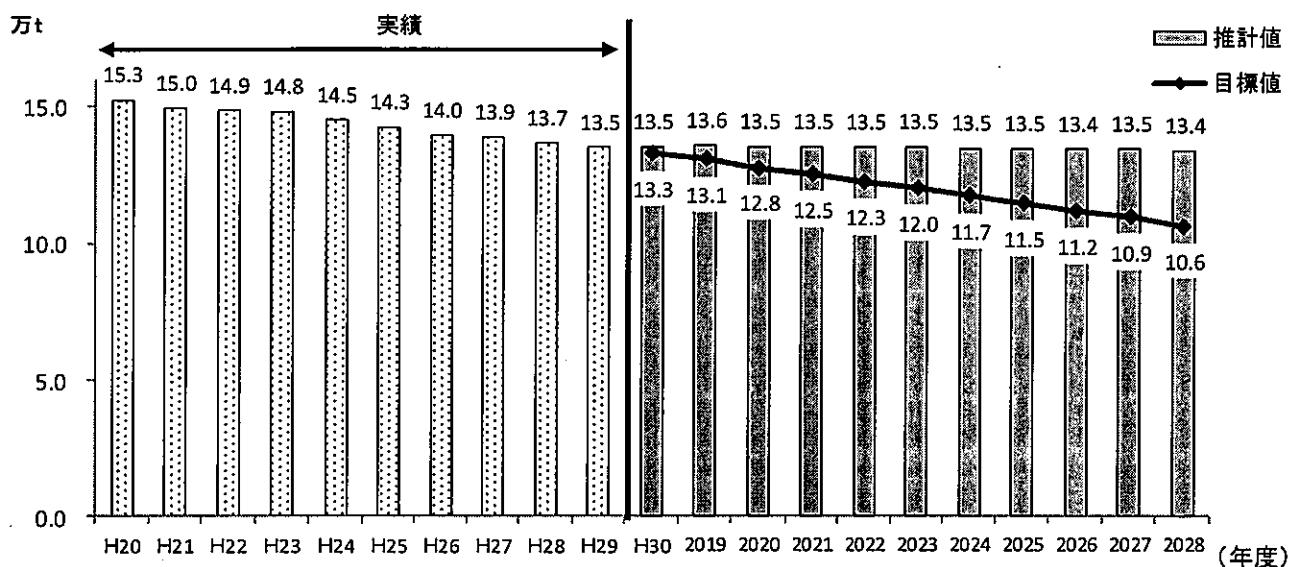
人口推計から算出された家庭ごみの総排出量の推計値は、現在の1人1日あたりの家庭ごみ排出量が変わらなければ、次の資料・表7-2、資料・図7-3のとおりとなり、今後11年間はほぼ横ばいで推移していくことが予測されます。それに対して、区が今後の施策で削減していく目標値は、資料・図7-3の折れ線グラフのとおりです。

資料・表7-2 家庭ごみ総排出量の実績・推計・目標値

区分	実績												推計							単位:万t			
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028			
燃やさないごみ	14.4	14.1	14.0	13.9	13.7	13.4	13.2	13.1	12.9	12.7	12.8	12.8	12.8	12.8	12.7	12.8	12.7	12.7	12.7	12.6			
燃やさないごみ	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3			
粗大ごみ	0.3	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			
合計	15.3	15.0	14.9	14.8	14.5	14.3	14.0	13.9	13.7	13.5	13.6	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.4	13.5	13.4			
対前年比	-	-2.0%	-0.7%	-0.2%	-2.2%	-1.7%	-2.1%	-0.4%	-1.6%	-1.2%													
区分													目標値										
燃やさないごみ													H30	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
燃やさないごみ													12.5	12.3	12.0	11.8	11.5	11.3	11.0	10.8	10.5	10.3	10.0
粗大ごみ													0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
合計													0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
対前年比													13.3	13.1	12.8	12.5	12.3	12.0	11.7	11.5	11.2	10.9	10.6
													-1.7%	-1.6%	-2.2%	-2.0%	-2.1%	-1.9%	-2.5%	-2.3%	-2.1%	-2.7%	

資料：足立の環境のごみ量から算出（端数処理のため合計と内訳が一致しない場合がある）
推計と目標値は、足立区人口推計(平成27年9月)の中位推計の予測人口を基に算出

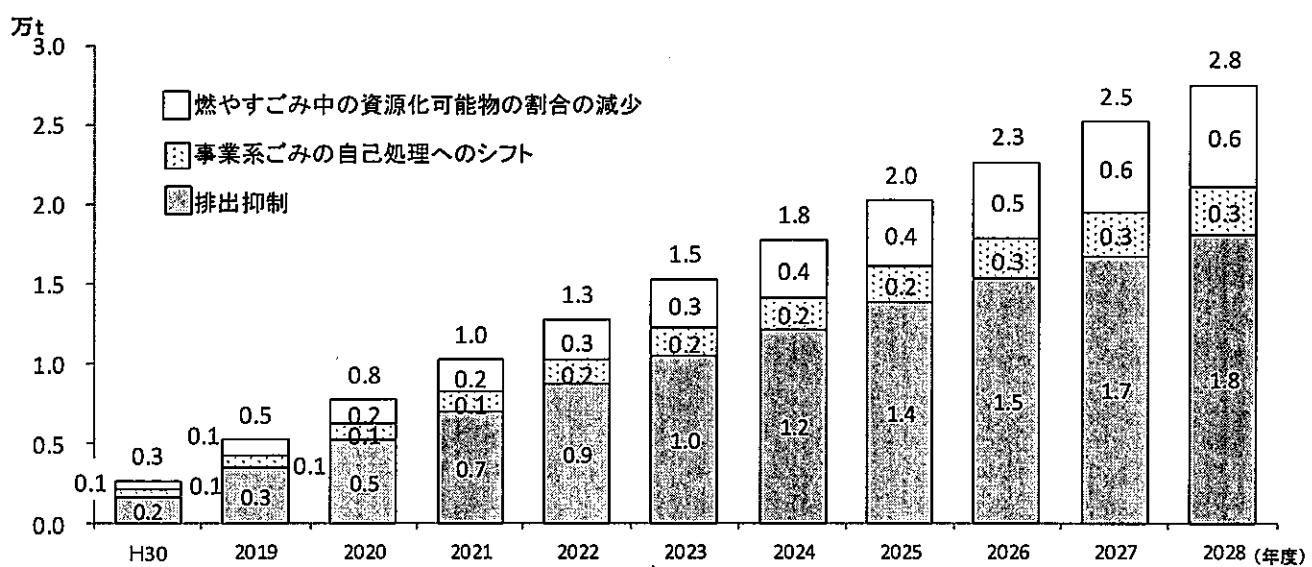
資料・図 7-3 家庭ごみ総排出量の実績・推計・目標値



資料：足立の環境のごみ量から算出。推計と目標値は、足立区人口推計（平成27年9月）の中位推計予測人口を基に算出。

また、家庭ごみ総排出量の推計値と目標値の差分については、資料・図 7-4 のとおりそれぞれの施策で削減していくこととします。

資料・図 7-4 家庭ごみ総排出量の推計値と目標値の差分内訳



資料：環境部ごみ減量推進課

1人1日あたりに換算すると、資料・表7-5、資料・図7-6のとおりとなり、2028年度において430g/人・日の目標値となります。

資料・表7-5 1人1日あたりの家庭ごみ排出量の実績・推計・目標値

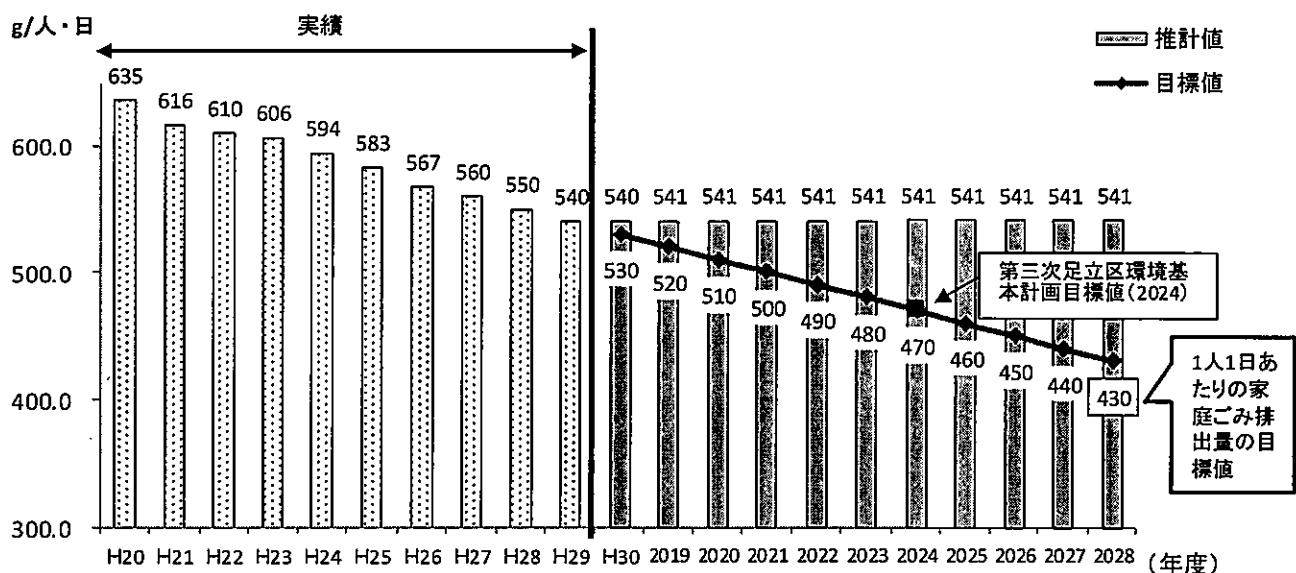
単位:g/人・日

区分	実績												推計・目標値								
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
燃やすごみ	598.0	580.9	572.4	568.7	559.3	548.9	535.7	527.5	518.1	509.3	509.3	509.3	509.3	509.3	509.3	509.3	509.3	509.3	509.3	509.3	
燃やさないごみ	23.9	19.9	20.0	18.3	16.6	15.6	14.7	14.7	14.1	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	
粗大ごみ	13.6	15.3	17.2	18.9	18.0	18.1	16.8	17.3	17.8	17.7	18.2	18.3	18.3	18.4	18.5	18.6	18.6	18.7	18.8	18.8	
合計	635.4	616.1	609.6	606.0	594.0	582.5	567.2	559.6	549.9	539.9	540.5	540.6	540.6	540.7	540.8	540.9	540.9	541.0	541.1	541.1	
対前年比	-	-3.1%	-1.1%	-0.6%	-2.0%	-1.9%	-2.6%	-1.4%	-1.7%	-1.8%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
区分	H30	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028										
燃やすごみ	499.7	490.1	480.5	470.8	461.2	451.6	442.0	432.3	422.7	413.1	403.5										
燃やさないごみ	12.7	12.5	12.3	12.1	11.9	11.7	11.5	11.3	11.1	10.9	10.7										
粗大ごみ	17.5	17.3	17.2	17.0	16.8	16.7	16.5	16.4	16.2	16.0	15.9										
合計	530.0	520.0	510.0	500.0	490.0	480.0	470.0	460.0	450.0	440.0	430.0										
対前年比	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.1%	-2.2%	-2.2%										

資料：足立の環境のごみ量と各年1月1日現在の人口から算出。（端数処理のため合計と内訳が一致しない場合がある）

推計と目標値は、足立区人口推計（平成27年9月）の中位推計の予測人口を基に算出。

資料・図7-6 1人1日あたりの家庭ごみ排出量の実績・推計・目標値



資料：足立の環境のごみ量と各年1月1日現在の人口から算出

推計と目標値は、足立区人口推計（平成27年9月）の中位推計の予測人口を基に算出

2 「資源化率」の目標値算出

近年の区の資源化の動向（集団回収量の減少等）により、資源化量が減少し、資源化率は資料・表7-7のとおり平成29年度現在19.1%となっています。

資料・表7-7 資源化量及び資源化率の実績

単位：t/年

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	備考
排出量	排出量 (A)	142,541	139,569	138,981	136,737	135,089	収集ごみ (燃やすごみ+燃やさないごみ+粗大ごみ)
	資源化事業回収量 (B)	29,008	28,319	27,931	27,004	26,271	行政回収+集団回収
	総排出量 (C)	171,549	167,888	166,912	163,741	161,360	A+B
資源化量	行政回収実績 (E)	15,337	15,424	15,978	15,664	15,361	
	古紙	5,720	5,963	6,620	6,413	6,201	
	びん	5,078	5,032	5,109	4,996	4,931	
	缶	1,602	1,534	1,494	1,486	1,467	
	ペットボトル (拠点回収含む)	2,280	2,217	2,135	2,186	2,267	
	発泡スチロール (拠点回収含む)	4	4	4	4	3	
	缶 (RVM回収)	74	71	51	63	59	
	ペットボトル (RVM回収)	579	603	565	516	433	
	集団回収実績 (F)	13,671	12,895	11,953	11,340	10,910	
	紙類	13,124	12,346	11,393	10,795	10,379	
資源化率	布類	112	134	150	130	133	
	金属類	414	398	398	404	388	
	びん類	21	17	12	11	10	
	その他	0	0	0	0	0	
	燃やさないごみ資源化量 (G)	3,458	3,279	3,362	3,224	2,968	
粗大ごみ資源化量 (H)		1,110	1,510	1,584	1,694	1,581	
総資源化量 (I)		33,576	33,108	32,877	31,922	30,820	E+F+G+H
資源化率 (J)		19.6%	19.7%	19.7%	19.5%	19.1%	I/C*100

資料：環境部ごみ減量推進課

※端数処理(四捨五入)のため各合計値と内訳が一致しない場合がある。

近年の区の資源化の動向を考慮した推計は、資料・表 7-8 と資料・図 7-9 のとおりとなり、今後 11 年間は減少傾向となることが推計されます。それに対し、燃やごみからの資源化や、集団回収活動の活性化等により、資料・図 7-10 の折れ線グラフの値を目標量として設定します。

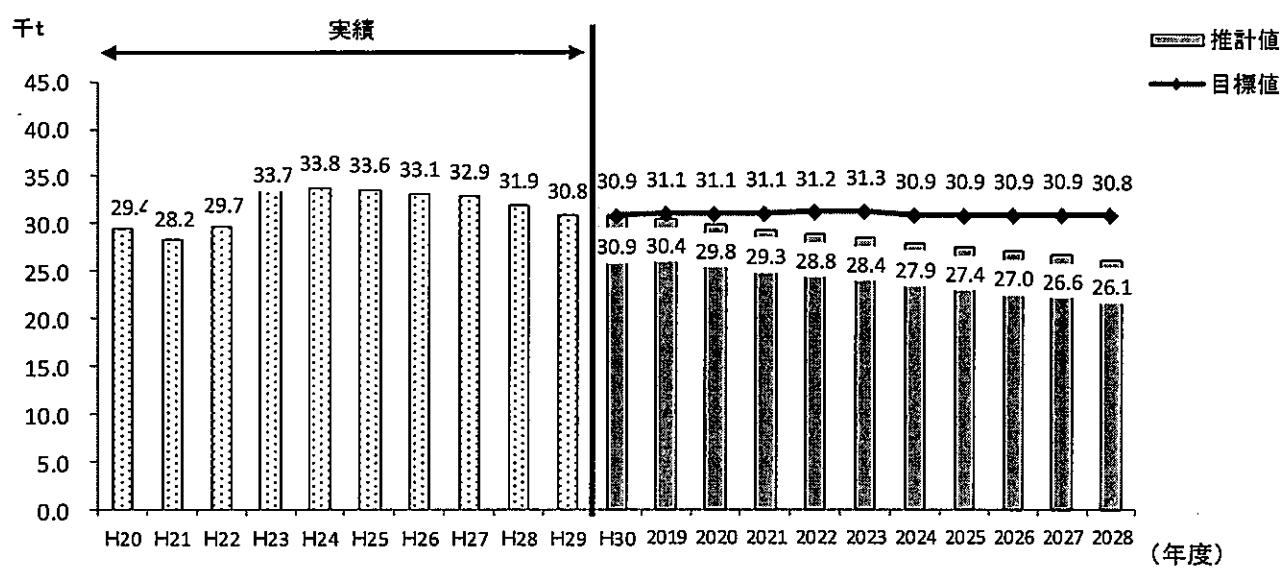
資料・表 7-8 資源化量と資源化率の実績・推計・目標値

区分	資源化量												資源化率								
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
行政回収	13.4	13.3	13.4	14.1	14.7	15.3	15.4	16.0	15.7	15.4	15.6	15.6	15.5	15.4	15.3	15.3	15.2	15.1	15.0	15.0	14.8
集団回収	16.0	14.9	15.0	14.6	14.3	13.7	12.9	12.0	11.3	10.9	10.7	10.2	9.7	9.3	8.9	8.5	8.1	7.7	7.4	7.0	6.7
燃やごみの資源化	0.00	0.00	1.03	3.78	3.71	3.46	3.28	3.36	3.22	2.97	2.97	2.98	2.97	2.97	2.97	2.97	2.96	2.95	2.95	2.95	2.94
粗大ごみの資源化	0.00	0.00	0.28	1.21	1.10	1.11	1.51	1.58	1.69	1.58	1.63	1.64	1.65	1.65	1.66	1.67	1.66	1.67	1.67	1.67	1.67
総合計	29.4	28.2	29.7	33.7	33.8	33.6	33.1	32.9	31.9	30.8	30.9	30.4	29.8	29.3	28.8	28.4	27.9	27.4	27.0	26.6	26.1
資源化率	16.2%	15.9%	16.8%	19.0%	19.4%	19.6%	19.7%	19.7%	19.5%	19.1%	19.1%	18.8%	18.6%	18.3%	18.1%	17.8%	17.6%	17.4%	17.2%	17.0%	16.8%

区分	資源化量												資源化率								
	H30	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028										
行政回収	15.7	16.0	16.2	16.5	16.7	17.0	17.2	17.4	17.7	18.0	18.2										
集団回収	10.7	10.6	10.4	10.2	10.0	9.8	9.6	9.4	9.2	9.0	8.8										
燃やごみの資源化	2.94	2.91	2.88	2.85	2.82	2.79	2.63	2.58	2.53	2.48	2.43										
粗大ごみの資源化	1.60	1.61	1.63	1.64	1.66	1.67	1.47	1.46	1.44	1.43	1.41										
総合計	30.9	31.1	31.1	31.1	31.2	31.3	30.9	30.9	30.9	30.9	30.8										
資源化率	19.4%	19.8%	20.1%	20.5%	20.9%	21.3%	21.5%	21.8%	22.2%	22.7%	23.1%										

資料：足立の環境のごみ量から算出。（端数処理のため合計と内訳が一致しない場合がある）
推計と目標値は、足立区人口推計（平成 27 年 9 月）の中位推計の予測人口を基に算出

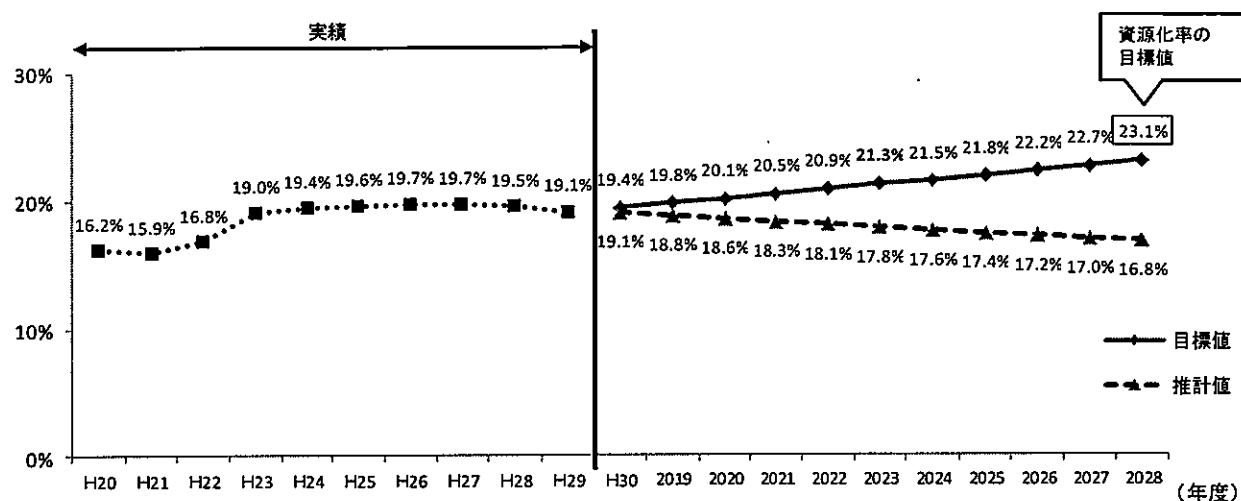
資料・図 7-9 資源化量の実績・推計・目標値



資料：足立の環境のごみ量から算出
推計と目標値は、足立区人口推計（平成 27 年 9 月）の中位推計の予測人口を基に算出

目標値を資源化率に換算すると、2028 年度において 23.1% となります。(資料・図 7-10)

資料・図 7-10 資源化率の実績・推計・目標値



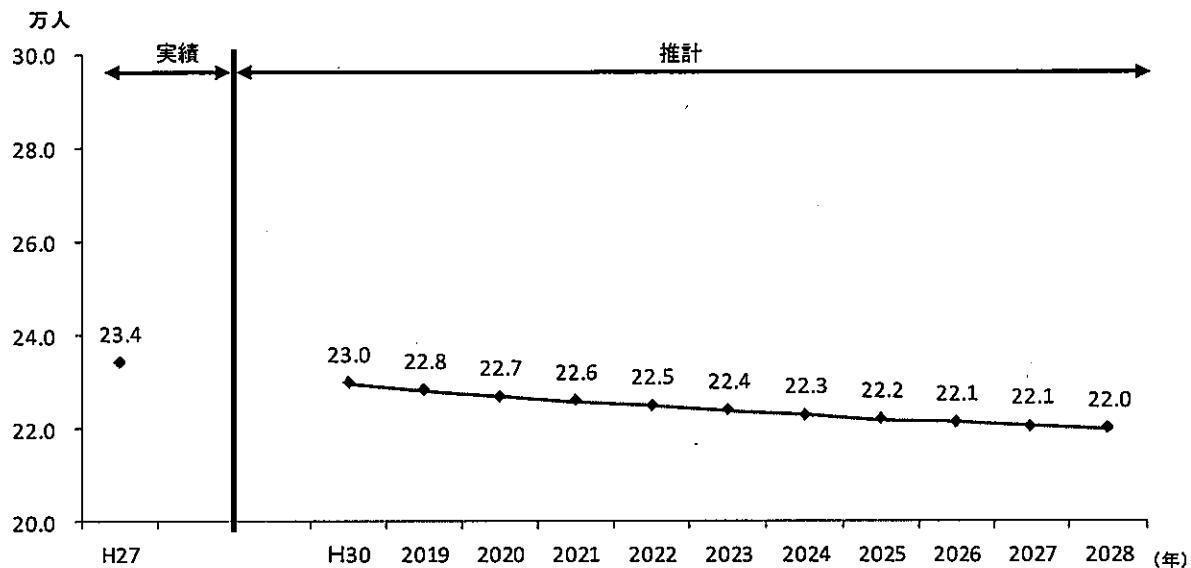
資料：足立の環境のごみ量から算出

推計と目標値は、足立区人口推計（平成 27 年 9 月）の中位推計の予測人口を基に算出

3 「事業系ごみ排出量(持込ごみ)」の目標値算出

区内の就業者数は、将来的に減少傾向となることが予測されています。(資料・図 7-11)

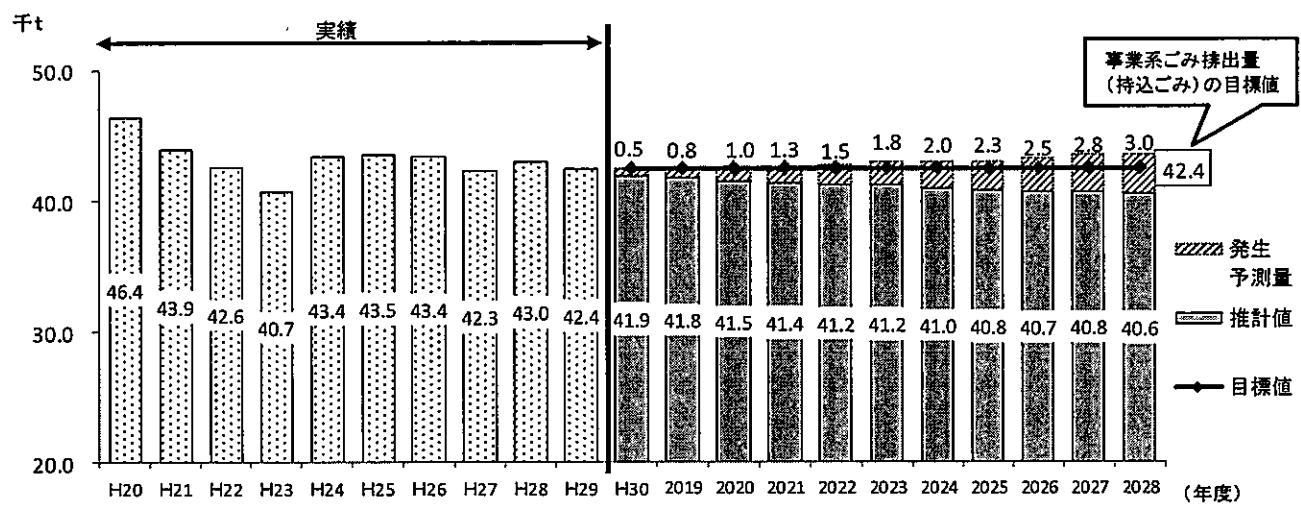
資料・図 7-11 足立区内事業所の就業者数の推計



資料：東京都就業者数の予測（平成 27 年 10 月）人口を基に算出

よって、現在の就業者数 1 人あたりの排出量を基に推計すると、資料・図 7-12 のとおり事業系ごみ排出量（持込ごみ）は緩やかな減少傾向となることが推計されます。しかし、事業系ごみについては、景気の動向に左右されやすいこと、区では今後排出事業者の自己処理の徹底により、区収集に排出される事業系ごみを持込ごみに移行させることを目標としているため、現状維持の 42.4 千 t を目標値として設定します。

資料・図 7-12 事業系ごみ排出量（持込ごみ）の実績・推計・目標値

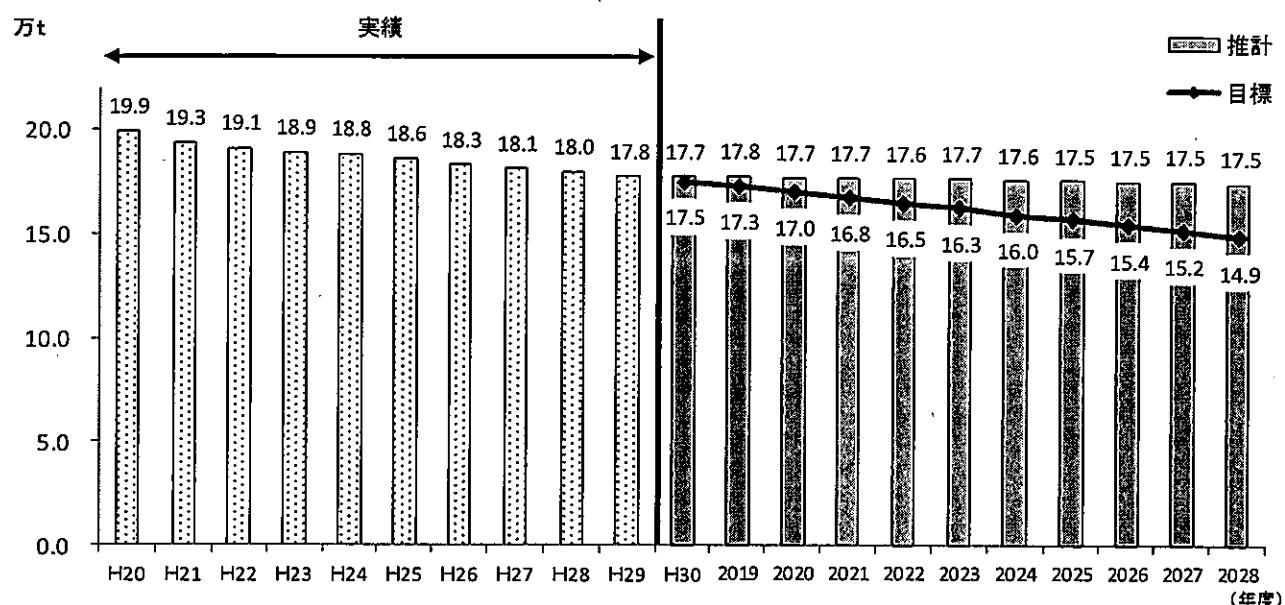


※発生予測量とは、区収集に排出される事業系ごみが、持込ごみに移行する潜在的な量

資料：足立の環境のごみ量から算出。推計と目標値は、東京都就業者数の予測（平成 27 年 10 月）人口を基に算出

以上により、2028 年度推計値において、家庭ごみ（資料・図 7-3）と事業系ごみ（資料・図 7-12）を合わせた総量が約 17.45 万 t であるのに対し、2023 年度において総量を約 14.89 万 t まで減量（2.6 万 t の削減）する目標となることを示しています。
 （資料・図 7-13）

資料・図 7-13 家庭ごみ総排出量と事業系ごみ排出量（持込ごみ）の合計値の実績・推計・目標値



資料：環境部ごみ減量推進課

第8章 国及び都、区などの関連計画の動向

1 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）

（1）概要

「循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環基本計画」という）は、循環型社会形成推進基本法第15条の規定に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が定めた計画です。

平成25年5月に「第三次循環基本計画」が定められ、概ね5年ごとに見直しを行なうものとされていることから、平成30年6月に「第三次循環基本計画」が定められました。

（2）改定内容

「第四次循環基本計画」では、循環型社会形成に向けた、持続可能な社会づくりとの統合的取組、多種多様な地域循環共生圏による地域の活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の推進と環境再生、万全な災害廃棄物処理体制の構築、適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進、循環分野における基盤整備の7つの中長期的な方向性及び取組みの進展に関する指標が盛り込まれ、各主体の役割が示されています。

- ① 持続可能な社会づくりとの統合的取組
- ② 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ③ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ④ 適正処理の更なる推進と環境再生
- ⑤ 万全な災害廃棄物処理体制の構築
- ⑥ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- ⑦ 循環分野における基盤整備

（3）指標及び数値目標

「第四次循環基本計画」では、循環型社会を形成していくための指標及び数値目標が定められています。本計画に関連する指標は次のとおりです。

取組指標	目標値（2025年度）
1人1日あたりのごみ排出量	約850g/人/日
1人1日あたりの家庭ごみ排出量	約440g/人/日
事業系ごみ排出量	約1,100万トン

2 ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月）

（1）概要

国は、区市町村が一般廃棄物処理計画を立案し、これに基づいて事業を実施することができるよう、平成 5 年に「ごみ処理基本計画策定指針」を策定しました。

その後、「循環基本計画」の改定等の状況を踏まえ、平成 20 年 6 月に改定が行なわれた後、平成 25 年 4 月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という）が施行されたことを踏まえ、平成 25 年 6 月に再度改定が行われました。その後、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく基本方針が平成 28 年 1 月に変更され、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく基本方針が平成 27 年 7 月に変更されたことを踏まえ、平成 28 年 9 月に改定されました。

（2）改定内容

関連計画である「地球温暖化対策計画」や、「食品ロス・食品廃棄物の排出抑制」に関する記述が新たに盛り込まれました。

（3）目標値の設定

計画目標年次における目標値については、家庭、事業所等におけるごみの排出の抑制、再生利用の促進のために実施する政策を踏まえた目標値を設定することとされています。

3 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年 1 月）

（1）概要

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法基本方針」という）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）第 5 条の 2 第 1 項に基づき、廃棄物の排出の抑制や再利用等による廃棄物の減量等について環境大臣が定めた基本的な方針です。

（2）改定内容

平成 28 年度以降の廃棄物減量化の目標値が定められました。

(3) 目標値の設定

一般廃棄物に関する目標値については次のとおりです。

取組指標	目標値（平成 32 年度）
排出量	平成 24 年度比 約 12% 削減
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源物及び集団回収除く)	約 500 g / 人・日 約 27% に増加
再生利用率	平成 24 年度比 約 14% 削減

4 東京都資源循環・廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月）

(1) 概要

東京都廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第 5 条の 5 の規定に基づき、区域内の廃棄物の減量その他その適正な処理について、東京都が定めた計画です。

(2) 改定内容

平成 28 年度以降の計画目標値が定められました。

(3) 目標値の設定

一般廃棄物に関する目標値については次のとおりです。

取組指標	目標値（2020 年度）	2012 年度対比
排出量	435 万トン	5% 減
再生利用量	117 万トン	再生利用率 27% に増
最終処分量	32 万トン	約 10% 減

5 東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画（平成 27 年 2 月）

（1）概要

東京 23 区内の廃棄物の中間処理を行なう東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という）が、廃棄物処理法第 6 条の規定に基づき定めた一般廃棄物処理基本計画です。

（2）改定内容

平成 22 年 2 月に前計画が定められた後、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や東日本大震災以降の災害対策への意識の高まりなどを踏まえ、国は 3R の推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靭な廃棄物処理システムの確保を進めています。このような社会環境の変化を踏まえ、平成 27 年 2 月に改定が行なわれました。

（3）計画の目標

「循環型ごみ処理システムの推進」を目標とし、次のような施策を定めています。

- ① 効率的で安定した中間処理体制の確保
- ② 環境負荷の低減
- ③ 地球温暖化防止対策の推進
- ④ 最終処分場の延命化
- ⑤ 災害対策の強化

6 第三次足立区環境基本計画改定版（平成 29 年 3 月）

（1）概要

環境基本計画とは、足立区環境基本条例第 8 条に基づき、地域の環境を総合的かつ計画的に保全するとともに、地球環境の保全に寄与するために策定するもので、環境の保全に関する目標や施策の体系などを定めるものです。

平成 29 年 3 月に、第三次足立区環境基本計画（以下「環境基本計画」といいます）を策定しました。

計画期間は 2017 年度から 2024 年度までの 8 年間で、「足立区地球温暖化対策実行計画」「足立区生物多様性地域戦略」「足立区環境教育等行動計画」の 3 つの計画を含んでいます。

環境基本計画に基づく取組みや事業を充実させ、区民・事業者等の環境保全行動を促進し、実践の輪を広げ、日本で一番「地球にやさしいひとのまち」を目指しています。

(2) 改定内容

2016(平成28)年10月に策定した基本構想で、区の将来像を掲げました。この基本構想に基づいて、2017年2月に「足立区基本計画」を策定しました。環境基本計画は、これらの基本構想・基本計画を踏まえ、2017年3月に策定したものです。

基本構想の区の将来像「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」を踏まえ、「環境の視点から目指す姿」を定め、以下の5つの柱を設定しています。

- ① 地球温暖化・エネルギー対策(足立区地球温暖化対策実行計画)
- ② 循環型社会の構築
- ③ 安全・安心で快適なくらしの確保
- ④ 自然環境・生物多様性の保全(足立区生物多様性地域戦略)
- ⑤ 学びと行動のしくみづくり(足立区環境教育等行動計画)

(3) 計画の目標

本計画に関連する目標については次のとおりです。

取組指標	目標値(2024年度)
1人1日あたりの家庭ごみ排出量	470g
資源化率	27%
区内のごみ量 (区の収集ごみ量+事業系の持込みごみ量)	158,400t

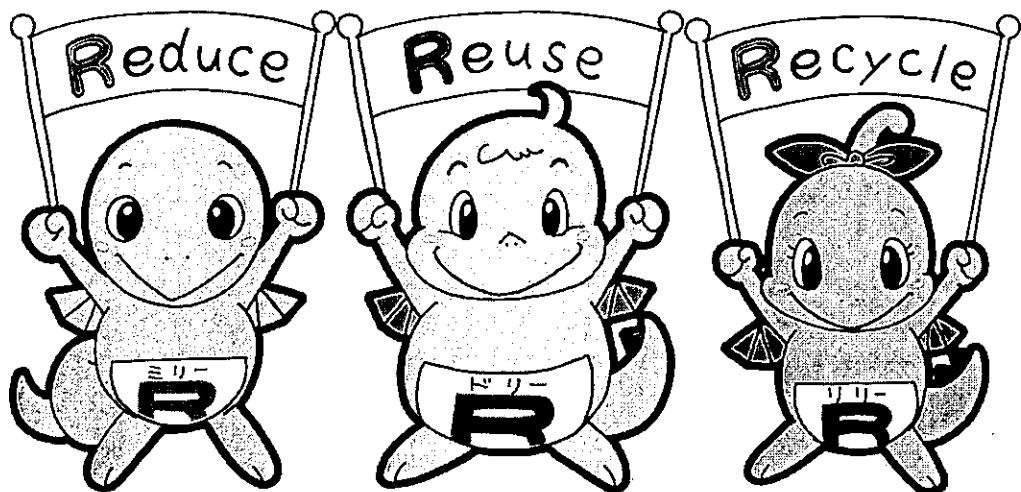
第9章 ごみ処理事業の沿革

区における主なごみ処理・資源化事業の沿革を資料・表9-1に示します。

資料・表9-1 主なごみ処理・資源化事業の沿革

年	ごみ	資源	その他
平成12年			3月 足立区一般廃棄物処理基本計画策定 4月 清掃事業が東京都から特別区に移管
平成13年	4月 家電リサイクル法完全施行		
平成14年			10月 「Rのお店」冊子発行
平成15年	5月 粗大ごみ直接持込無料制度開始		
平成16年	2月 粗大ごみ直接持込場所区内2か所に拡大 2月 家庭系PCの直接持込リサイクル制度開始	4月 ペットボトルの分別モデル回収実施	
平成17年	4月 粗大ごみ日曜収集事業開始	4月 ペットボトル・紙パックの集積所回収を実施	3月 足立清掃工場竣工
平成18年	5月 循環型食品リサイクル事業開始	7月 自動回収機（RVM）によるペットボトル店頭回収実施	11月 足立区一般廃棄物処理基本計画（第2次）策定
平成19年		4月 スプレー缶・カセットボンベの集積所回収開始	
平成20年	4月 サーマルリサイクル実施	4月 食品トレイ拠点回収開始（公共施設） 12月 ペットボトルキャップ拠点回収開始	
平成21年	3月 粗大ごみ再活用プロジェクト開始	9月 資源ごみ買取市実施	
平成22年	4月 燃やさないごみ資源化モデル事業開始 10月 粗大ごみ資源化事業開始	2月 千住常東地域で発砲スチロールと食品トレイモデル回収開始	
平成23年	4月 燃やさないごみ資源化事業を区内全域開始	4月 自動回収機（RVM）による飲料缶店頭回収実施	
平成24年	10月 粗大ごみの小型家電類の資源化開始		
平成25年	2月 戸別訪問収集モデル実施	2月 千住常東地域のモデル回収を食品トレイのみに変更 9月 集団回収モデル事業開始 10月 GPS端末機による古紙持去り対策開始	

年	ごみ	資源	その他
平成26年	4月 粗大ごみの木製家具の資源化開始 9月 「足立区ごみ出しアプリ」配信開始		3月 第三次足立区一般廃棄物処理基本計画策定
平成27年		5月 資源になる紙類の回収促進事業開始	
平成28年	4月 フードドライブ事業開始	4月 宅配便による家庭用PCの無料回収開始	
平成29年	4月 粗大ごみの羽毛布団・毛布等の資源化開始	3月 家庭用インクジェットプリンターのインクカートリッジ回収事業開始	
平成30年	4月 粗大ごみの布団全般の資源化開始		



地球にやさしいひとのまち 足立区

2019年3月発行

発 行 足立区

編 集 足立区 環境部 ごみ減量推進課

東京都足立区中央本町1-17-1

電 話 03-3880-5813

FAX 03-3880-5604

E-mail kankyo-gomigen@city.adachi.tokyo.jp

印 刷 株式会社 グリーンエコ

大阪府大阪市南船場1-17-11